

(市町村へのアンケート調査を踏まえた)

高齢者虐待対応マニュアル掲載用 **高齢者虐待対応関連 Q&A**

Q1	被虐待者本人に虐待を受けている認識（自覚）がないケースや被虐待者本人が行政の介入を望まないケースについても虐待対応が必要か。
A1	<p>ネグレクトや心理的虐待等の場合、被虐待者である高齢者本人に「虐待を受けている」という認識がないケースもありますが、被虐待者本人の自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の利益が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する必要があります。（⇒マニュアル 20 ページ参照）</p> <p>また、自覚はあっても、「介護をしてもらい世話になっているから」、と我慢したり、諦めの気持ちから虐待を甘受し行政の介入を望まない場合においても、高齢者の尊厳の保持の重要性について理解してもらい、対応する必要があります。</p>
Q2	<p>分離等を行った後、市町村としていつまで当該ケースに関わるべきか。 （終結の判断はどうすべきか。）</p>
A2	<p>個々のケースにより状況は異なりますが、「虐待が解消」、「高齢者が安全で安心して、生活を送るために必要な環境が整ったこと」の2要件をコアメンバーで構成する会議において確認できた段階で「虐待対応」の終結となります。その後、必要に応じ、市町村や地域包括支援センターが権利擁護対応や包括的、継続的ケアマネジメント支援に移行し、日常生活を支援することになります。</p>
Q3	セルフ・ネグレクトにも老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」を実施できるのか。
A3	<p>いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法にいう高齢者虐待の定義には含まれていませんが、老人福祉法において、高齢者の権利擁護の観点から、市町村の役割として、第10条の4又は第11条の規定に基づくやむを得ない事由による措置や、第32条の規定に基づく成年後見制度の市町村長申立ての仕組みが定められています。</p> <p>特に、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのあるセルフ・ネグレクト状態の高齢者に対し、市町村長は、事実確認を速やかに行い、老人福祉法に基づく措置（やむを得ない事由による措置）を行う必要があります。</p> <p>（⇒資料①-6 平成27年7月10日通知を参照）</p>

Q4	自立している高齢者への虐待も含め、養護者に該当しない者からの虐待には、どのように対応すべきか。
A4	<p>ご指摘のケースについては、高齢者虐待に該当しません。事件性がある場合は、警察において、傷害罪や脅迫罪、詐欺罪等として対応していくことになります。</p> <p>しかしながら、「養護」の概念は、食事や介護などの世話から金銭管理まで幅広い概念であり、また、必ずしも「要介護度」と連動しているわけではないため、通報があった段階では「虐待者」と「被虐待者」の関係性が明らかでないケースも多いと考えられることから、いったん、養護者による高齢者虐待として事実確認等を行い、養護関係がないことが明らかになった段階で、適切な関係機関につないでいくことが必要です。</p> <p>高齢者への支援の必要性はもちろんのこと、虐待を行った家族に医療、福祉の支援の必要性がある場合には、庁内で連携し、支援の必要な世帯と認識することが重要です。</p> <p>なお、高齢者虐待に該当しなくても、被虐待者である高齢者への支援が必要な場合、市町村や地域包括支援センターの関わりが求められることに留意が必要です。</p>

Q5	都道府県が指定権限等を有する養介護施設等従事者による高齢者虐待について、都道府県へ通報があった場合や、都道府県が実地指導中に当該養介護施設従事者等による虐待を発見した場合、どのような対応が必要か。
A5	介護保険法上の指定権限等を有する者として都道府県において、当該養介護施設等への監査を行い、指導や処分を検討していくことになりますが、一方、高齢者虐待防止法上、高齢者虐待の判断を行うのは一義的には市町村になるため、都道府県から市町村へ連絡ないし通報を行い、両方で連携して対応する必要があります。

Q6	施設等での身体拘束について「緊急やむを得ない場合」に該当するケースであったとしても、運営基準で定められた記録を行っておらず、身体拘束未実施減算による減算がとられた場合、「高齢者虐待」として認定すべきか。
A6	<p>高齢者虐待の認定にあたっては、介護保険法上、認められない身体拘束（緊急やむを得ない場合に該当しない不必要な身体拘束等）であるかどうかによって判断することになります。</p> <p>このため、減算があった事案イコール高齢者虐待となるわけではありません。</p> <p>逆に、形式的に記録があったとしても、実質的に「緊急やむを得ない場合」に該当しないと判断されるような場合は、高齢者虐待に該当します。</p>

Q7	明らかに通報者に妄言や虚言が疑われる場合も事実確認等の対応が必要か。
A7	<p>原則として、事実確認を行う必要があります。</p> <p>いたずら目的や事業者等への嫌がらせのため、虚偽の通報をしていることが明らかな場合、担当者個人の判断で対応を打ち切るのではなく、管理職等に報告し、組織的に対応方針を決定する必要があります。</p>

Q8	やむを得ない事由による措置については、医療機関や老人保健施設等が対象になっておらず、分離保護が求められるケースにおいて、(透析、胃ろう等の) 医療的処置が必要な高齢者について、受け入れ先がないが、どのように対応すべきか。
A8	<p>ご指摘のとおり、法上、被虐待高齢者の医療機関等への措置入院の制度はなく、老人福祉法上のやむを得ない事由による措置も老人保健施設はなっています。</p> <p>基本的には、本人を説得して入院、契約による入所を行いことになります。</p> <p>関係者の協力が得られる場合、状況に応じ、医療機関や老人保健施設の長等を老人福祉法第11条1項第3号の「養護受託者」として対応することも考えられます。</p>

Q9	高齢者虐待防止法第13条の面会制限は、老人福祉法の「第11条第1項第2号又は第3号」以外のやむを得ない事由による措置(短期入所等)には適用できないのか。
A9	<p>高齢者虐待法第13条は限定列举であり、老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号のみ適用されます。</p> <p>しかしながら、他の施設等に措置している場合においても、虐待者との面会を認めることが被虐待者にとって好ましくない場合には、市町村は、当該施設等の長と連携したうえで、虐待対応の一環として、施設の管理権限により面会を認めない等の対応をとることも考えられます。この場合においても虐待者への説明や対応は市町村が主体的に行う必要があります。</p>

## 平成 28 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 に基づく対応状況等に関する調査結果

### 【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、平成 28 年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

### 【調査対象】

全国 1,741 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県。

### 【平成 28 年度調査方法】

平成 28 年度中に新たに相談・通報があった事例や平成 27 年度中に相談・通報があったもののうち、平成 28 年度中に事実確認や対応を行った事例、市町村における高齢者虐待対応に関する体制整備の実施状況等について Excel ファイルの調査票を上記自治体へ配布し、回答を得たもの。

### 【留意事項】

割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が 100％に合わない場合がある。

### 【調査結果概要】

#### 1. 高齢者虐待判断件数等

（【 】内は添付資料：調査結果のページ番号）

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等（※1）によるものが平成 28 年度で 452 件であり、前年度より 44 件（10.8％）増加したのに対し、養護者（※2）によるものは 16,384 件であり、前年度より 408 件（2.6％）増加した。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが 1,723 件であり、前年度より 83 件（5.1％）増加したのに対し、養護者によるものは 27,940 件であり、前年度より 1,252 件（4.7％）増加した。

表 12、表 35、表 1、表 29
--------------------

【2～6P、13～15P】

表1 高齢者虐待の判断件数、相談通報件数（平成27年度対比）

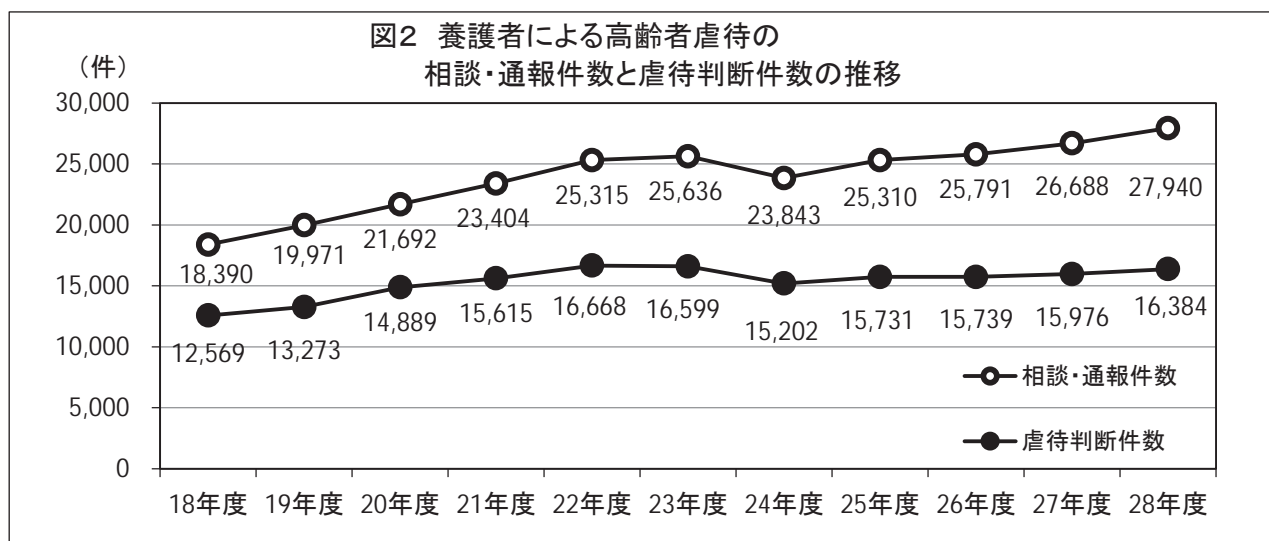
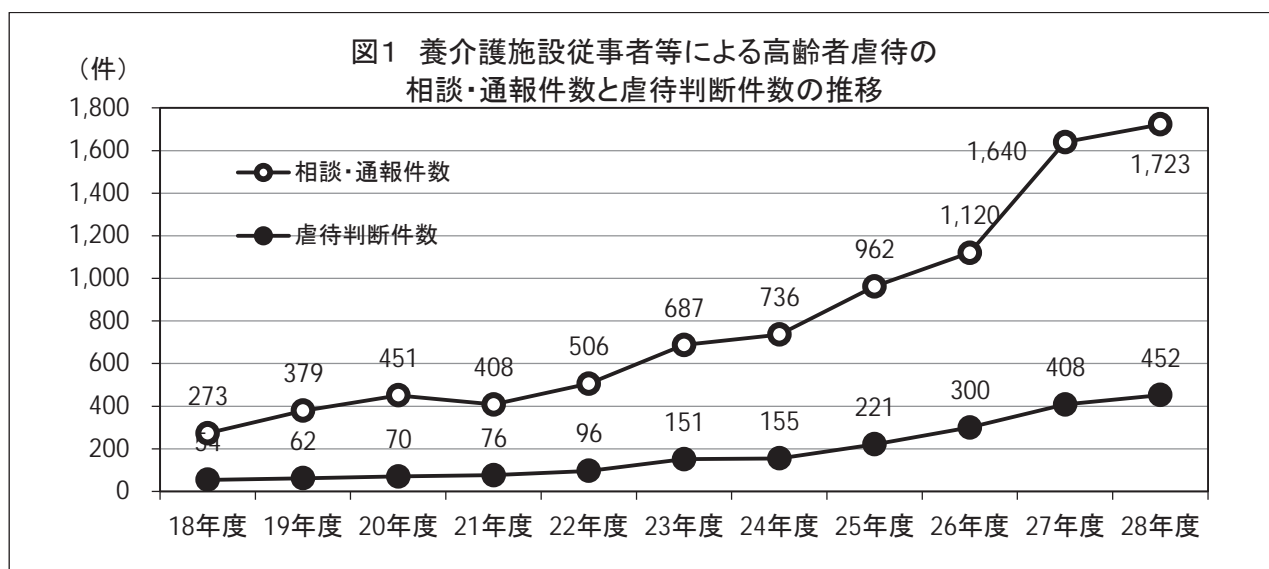
	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数 (※3)	相談・通報件数 (※4)	虐待判断件数 (※3)	相談・通報件数 (※4)
28年度	452件	1,723件	16,384件	27,940件
27年度	408件	1,640件	15,976件	26,688件
増減 (増減率)	44件 (10.8%)	83件 (5.1%)	408件 (2.6%)	1,252件 (4.7%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数



## 2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

### (1) 相談・通報者

相談・通報者 1,984 人（同一の事例に対し複数の相談・通報があった場合は、それぞれ重複して計上している。）のうち、「当該施設職員」が 464 人（23.4%）で最も多く、次いで「家族・親族」が 350 人（17.6%）であった。（複数回答）【2～3P】

### (2) 事実確認の状況

相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 6 日であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は 18 日であった。【3P】

### (3) 虐待の発生要因（市町村の任意・自由記載を集計）

「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 289 件（66.9%）で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」104 件（24.1%）、「倫理観や理念の欠如」54 件（12.5%）であった。（複数回答）【4P】

### (4) 過去の指導等（市町村の任意・自由記載を集計）

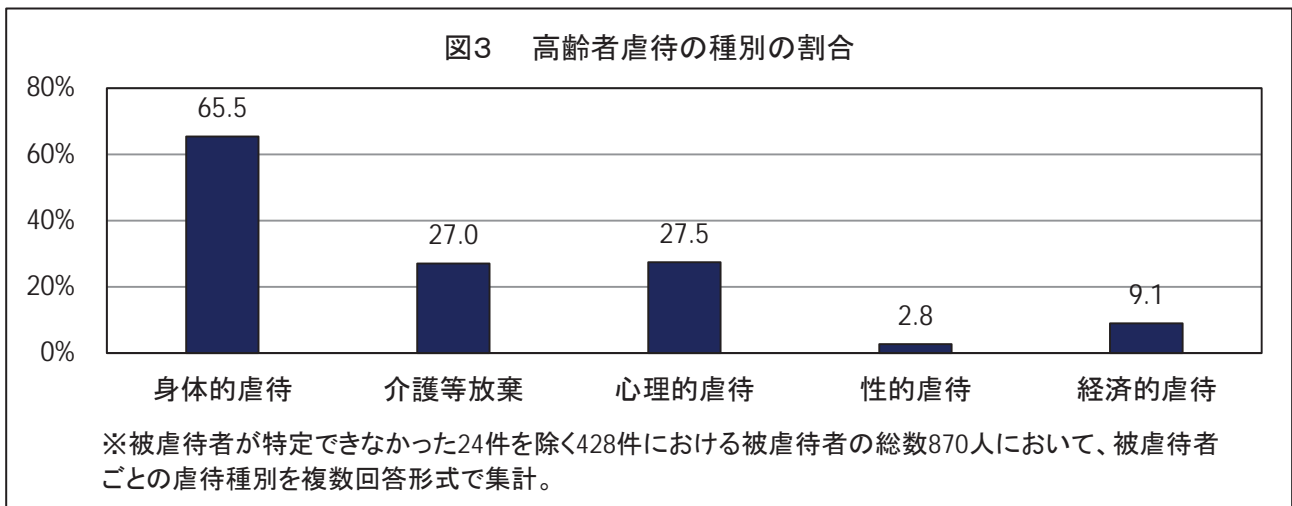
虐待の事実が認められた 452 件の施設・事業所のうち、117 件（25.9%）が過去何らかの指導等（虐待以外の事案に関する指導等を含む）を受けており、過去にも虐待事例が発生していたケースが 20 件あった。【4P】

### (5) 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

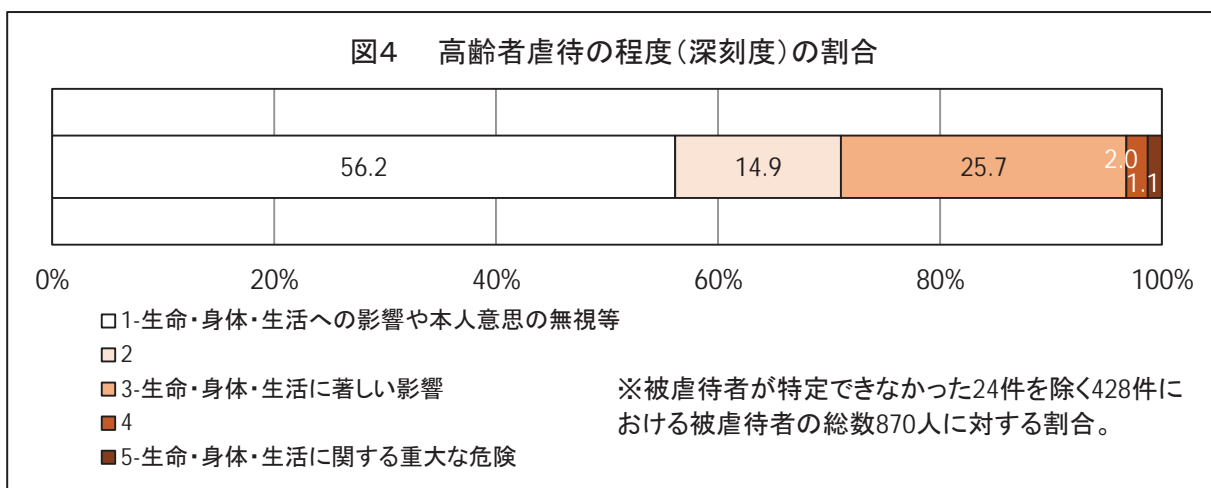
「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が 124 件（27.4%）で最も多く、次いで「有料老人ホーム」120 件（26.5%）、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」66 件（14.6%）、「介護老人保健施設」52 件（11.5%）、であった。【6～7P】

### (6) 虐待の内容

○ 養介護施設従事者等による被虐待高齢者の総数 870 人のうち、虐待の種別では、「身体的虐待」が 570 人（65.5%）で最も多く、次いで「心理的虐待」239 人（27.5%）、「介護等放棄」235 人（27.0%）であった。（複数回答）図 3【7P】



- 虐待を受けた高齢者のうち、「身体拘束あり」は333人（38.3%）であった。【8P】
- 虐待の程度（深刻度）の割合では、5段階評価で最も軽い「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が489人（56.2%）である一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は10人（1.1%）であった。【図4】【8P】
- 虐待による被虐待高齢者の死亡事例は0件であった。



(7) 被虐待高齢者の状況

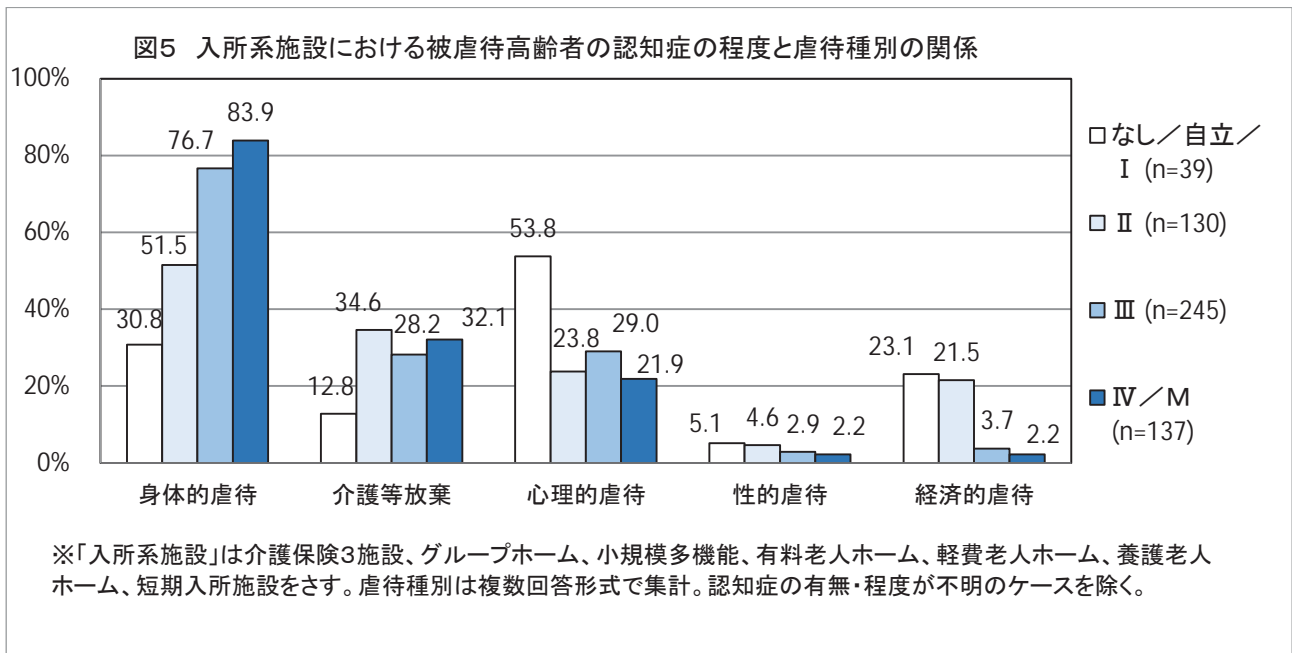
(単位：%)

- 被虐待高齢者は、総数870人のうち、女性が614人（70.6%）を占め、年齢は85～89歳が208人（23.9%）、80～84歳が175人（20.1%）であった。要介護度は3以上が637人（73.2%）を占めた。また、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」は683人（78.5%）、「要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上」は565人（64.9%）であった。【8～10P】

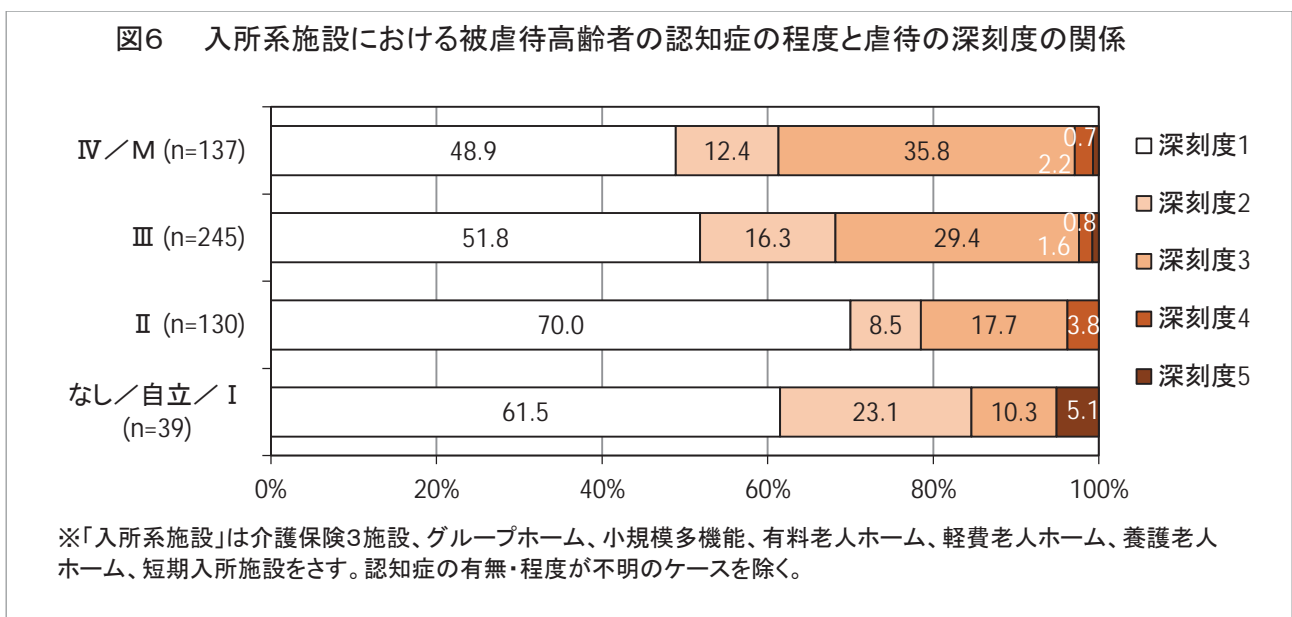
(認知症との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の種別の関係をみると、被虐待高齢者に認知症があり「自立度Ⅳ/M」の場合、身体的虐待を受ける割合が特に高い。《統計的有意差あり》【図5】【25P】

なお、居宅系事業所（訪問介護・通所介護・居宅介護支援等）の利用者（被虐待者）については、入所系施設の利用者（被虐待者）に比べて、状態が軽い者が多いため、入所系施設と同様の関係を見るための詳細な分析を行うに至らなかった。（「要介護度との関係」及び「寝たきり度との関係」においても同様）



- 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」との関係を見ると、「自立度IV/M」の方が「なし/自立/I」より深刻度が高い傾向があった。《統計的有意差あり》[図6](#)

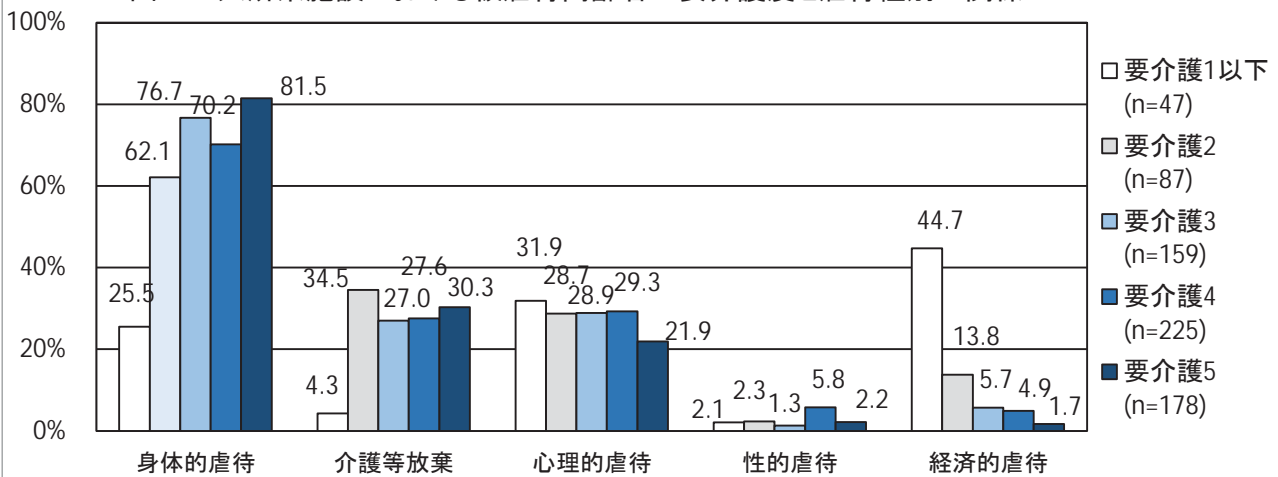


(要介護度との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待の種別」との関係を見ると「要介護2」以下において、身体的虐待を受ける割合が低かった。《統計的有意差あり》[図7](#)【25P】



図7 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

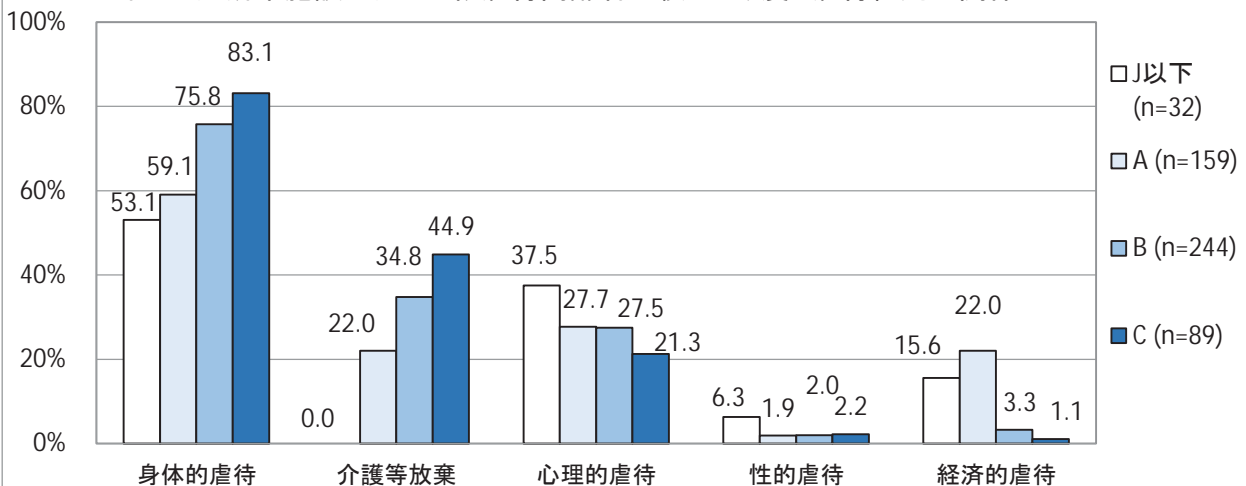


※「入所系施設」は介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースを除く。

(寝たきり度との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「寝たきり度」と「虐待の種別」との関係を見ると「寝たきり度C」において、身体的虐待、介護等放棄を受ける割合が高く、心理的虐待を受ける割合が低かった。《統計的有意差あり》図8【26P】

図8 入所系施設における被虐待高齢者の寝たきり度と虐待種別の関係

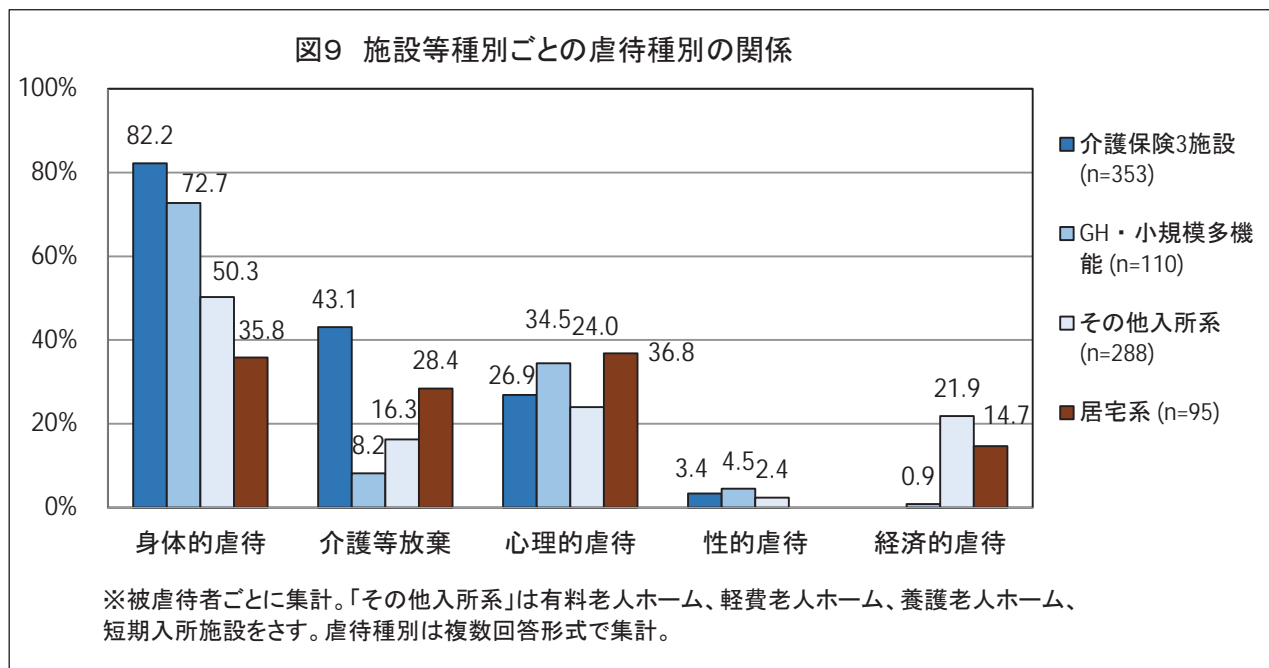


※「入所系施設」は介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。寝たきり度が不明のケースを除く。

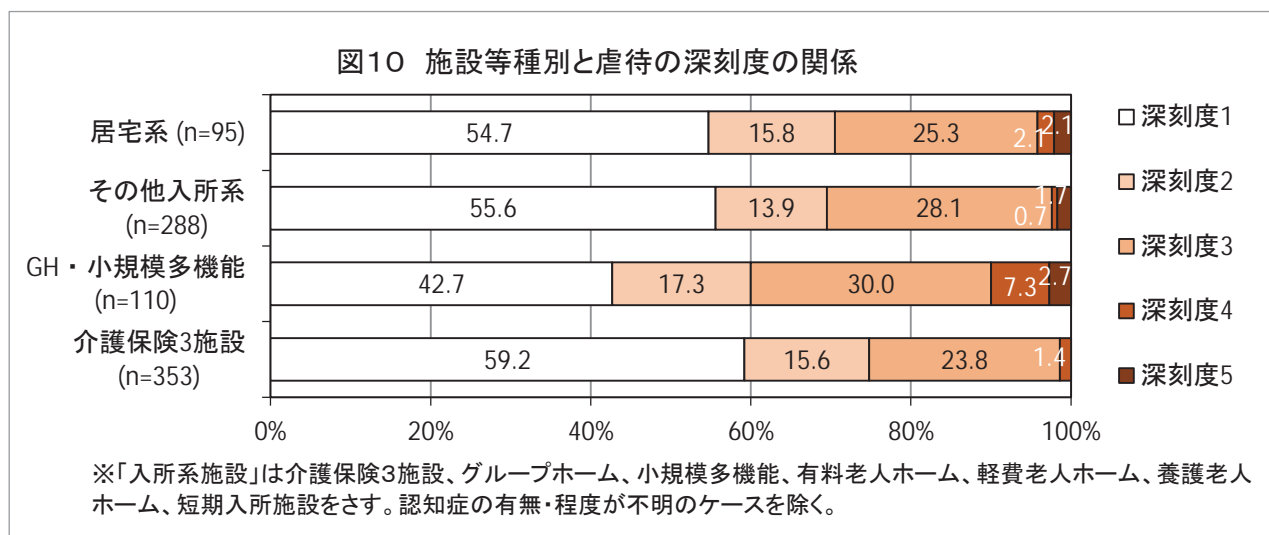
(施設種別との関係)

- 「介護保険3施設」では、「身体的虐待」、「介護等放棄」が含まれるケースが他の施設種別よりも高い。

- 「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・小規模多機能型居宅介護等」、「居宅系」では、「心理的虐待」が含まれるケースが高い。
- 「その他入所系」では、「経済的虐待」が含まれるケースが他の施設種別よりも高い。《統計的有意差あり》**図9**【26P】



- 施設等種別と虐待の深刻度の関係を見ると、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・小規模多機能型居宅介護等」が他の施設種別より深刻度が高い傾向があった。《統計的有意差あり》**図10**



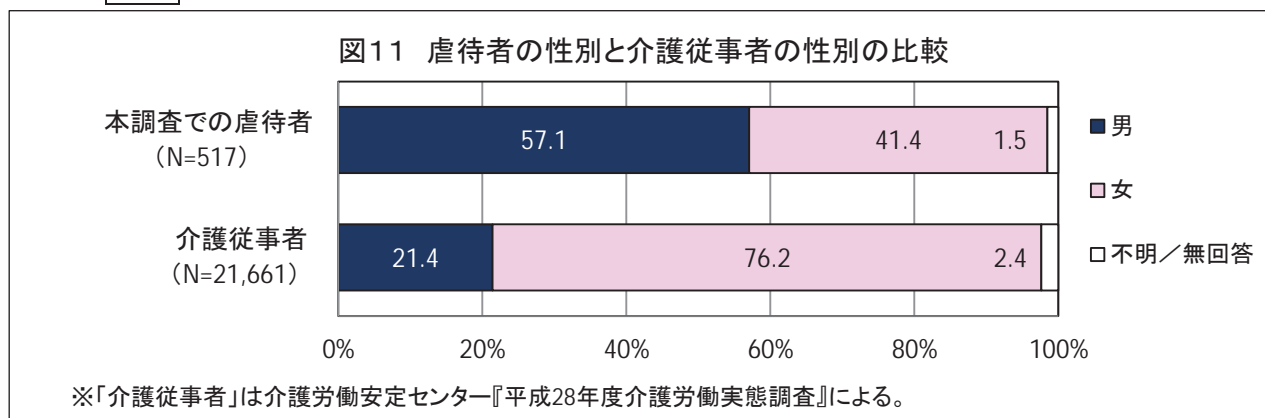
(8) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

- 虐待者の総数 517 人のうち、30～39 歳が 113 人 (21.9%)、30 歳未満が 102 人

(19.7%)、40～49歳が97人(18.8%)、50～59歳が78人(15.1%)、職種は「介護職」が419人(81.0%)であった。【10～11P】

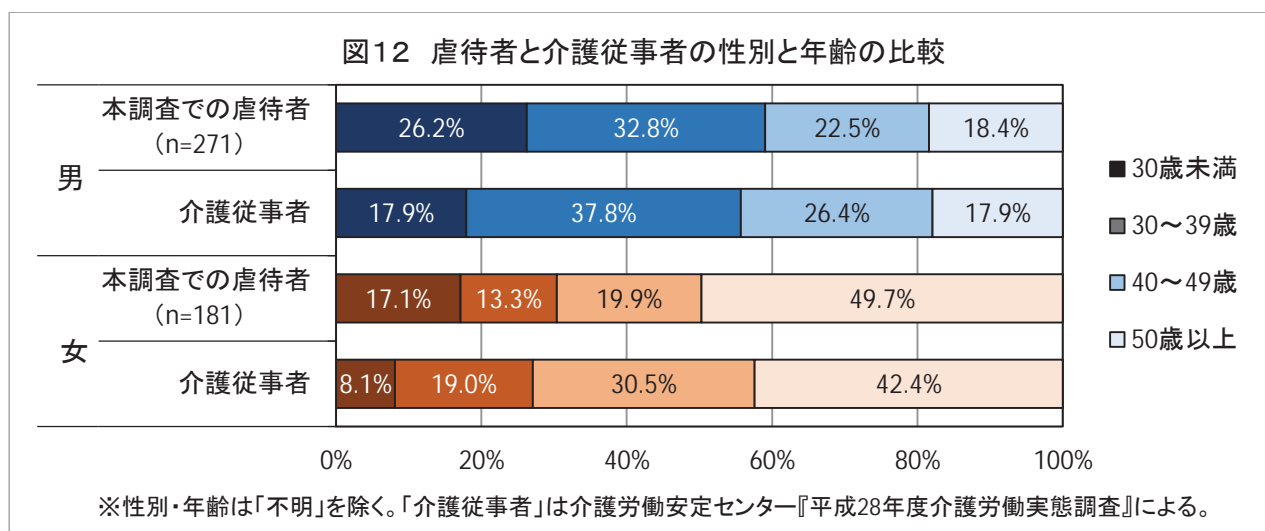
- 虐待者の性別は、「男性」295人(57.1%)、「女性」214人(41.4%)であった。虐待者の男女比については、介護従事者全体(介護労働実態調査)に占める男性の割合が21.4%であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が57.1%であることを踏まえると、「本調査での虐待者」の方が男性の割合が高い。《統計的有意差あり》

図11 【11P、26P】



- 虐待者の男女別年齢について、介護従事者全体(介護労働実態調査)に占める「30歳未満」の男性の割合が17.9%、女性の割合が8.1%であるのに比して、虐待者に占める「30歳未満」の男性の割合が26.2%、女性の割合が17.1%であることを踏まえると、「本調査での虐待者」の方が男性は「30歳未満」の割合が高く、女性は「30歳未満」及び「50歳以上」の割合が高い。《統計的有意差あり》

図12 【27P】



### (9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村等において、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改

善勧告、指定効力の停止等の対応が取られていた。【11～12P】

### 3. 養護者による高齢者虐待

#### (1) 相談・通報者

相談・通報者 30,526 人のうち「介護支援専門員」が 8,995 人 (29.5%) で最も多く、次いで「警察」6,438 人 (21.1%)、「家族・親族」2,768 人 (9.1%) であった。  
(1 件の事例に対し、相談・通報者が複数のケースあり) 【13P】

#### (2) 事実確認の状況

- 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 0 日 (即日) であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は 1 日 (翌日) であった。【14P】
- 相談・通報 29,090 件 (平成 27 年度中に相談・通報があったもののうち、平成 28 年度中に事実確認を行ったものを含む。) のうち、市町村の事実確認 28,004 件 (96.3%) は、「訪問調査」19,208 件 (66.0%)、「関係者からの情報収集」8,615 件 (29.6%)、「立入調査」181 件 (0.6%) により実施された。【14P】

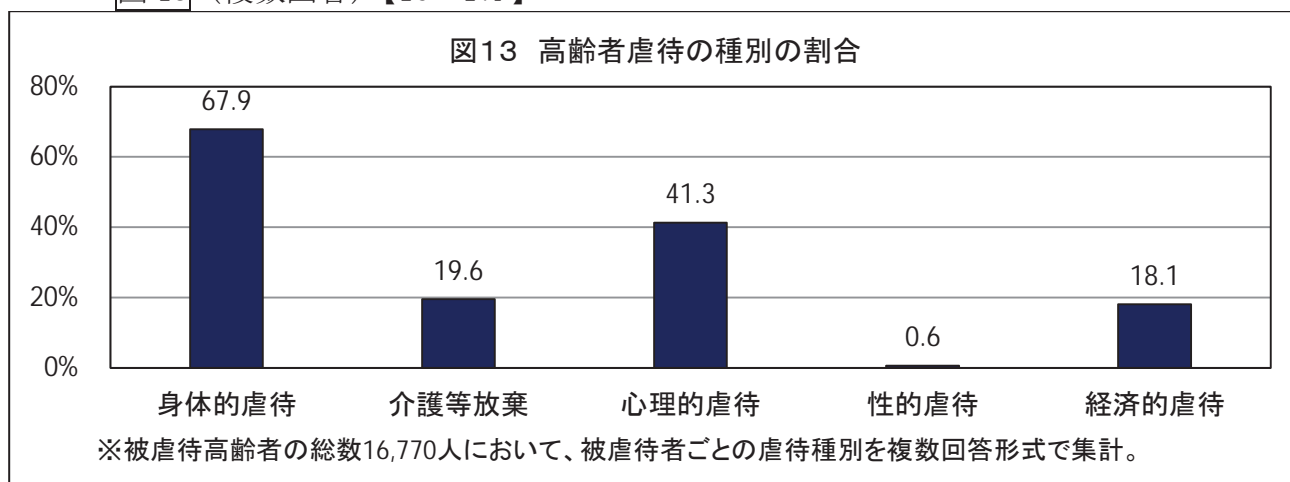
#### (3) 虐待の発生要因 (市町村の任意・自由記載を集計)

「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」が 1,241 件 (27.4%) で最も多く、「虐待者の障害・疾病」964 件 (21.3%)、「経済的困窮 (経済的問題)」670 件 (14.8%) であった。(複数回答) 【15～16P】

#### (4) 虐待の内容

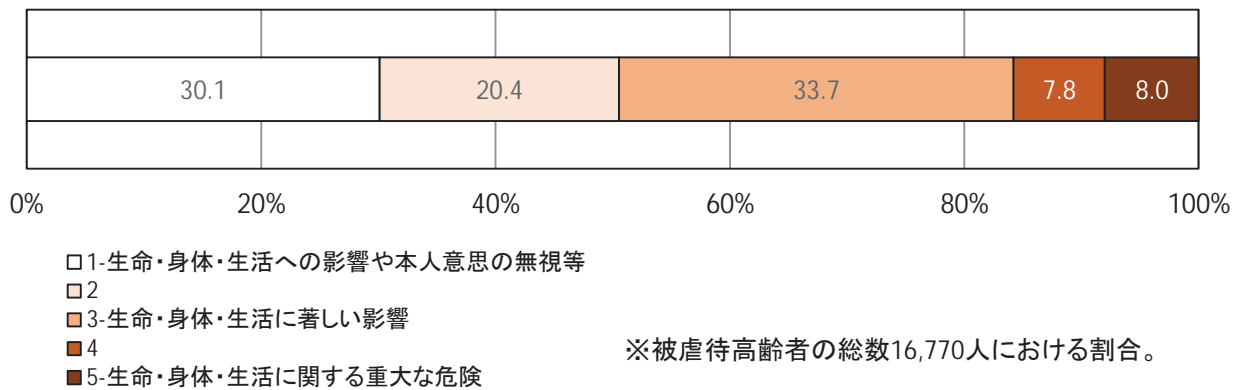
- 養護者による被虐待高齢者の総数 16,770 人のうち、虐待の種別では、「身体的虐待」が 11,383 人 (67.9%) で最も多く、次いで「心理的虐待」6,922 人 (41.3%)、「介護等放棄」3,281 人 (19.6%)、「経済的虐待」3,041 人 (18.1%) であった。

図 13 (複数回答) 【16～17P】



- 虐待の程度 (深刻度) の割合は、5 段階評価で「3-生命・身体・生活に著しい影響」が 5,644 人 (33.7%) と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 5,051 人 (30.1%) であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 1,342 人 (8.0%) を占めた。【17P】

図14 高齢者虐待の程度(深刻度)の割合

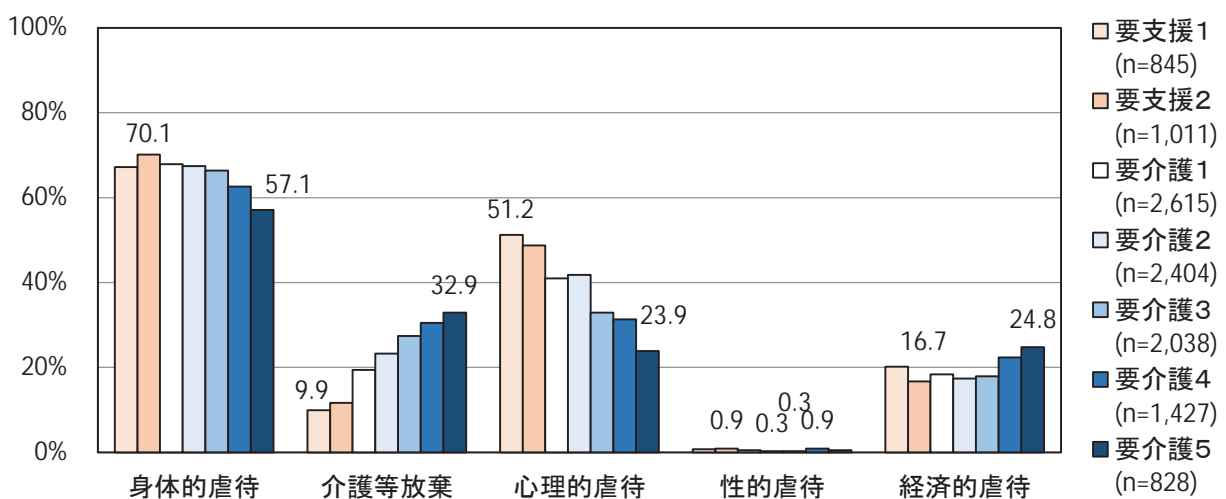


(5) 被虐待高齢者の状況

○ 被虐待高齢者は、総数 16,770 人のうち、女性が 12,957 人 (77.3%)、年齢は 80～84 歳が 4,080 人 (24.3%)、75～79 歳が 3,480 人 (20.8%) であった。要介護認定の状況は認定済みが 11,196 人 (66.8%) であり、要介護認定を受けた者を要介護度別に見ると、要介護 1 が 2,615 人 (23.4%)、要介護 2 が 2,404 人 (21.5%)、要介護 3 以上が 4,293 人 (38.3%) であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上は 7,854 人 (70.2%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) A 以上は 7,751 人 (69.2%) であった。【17～19P】

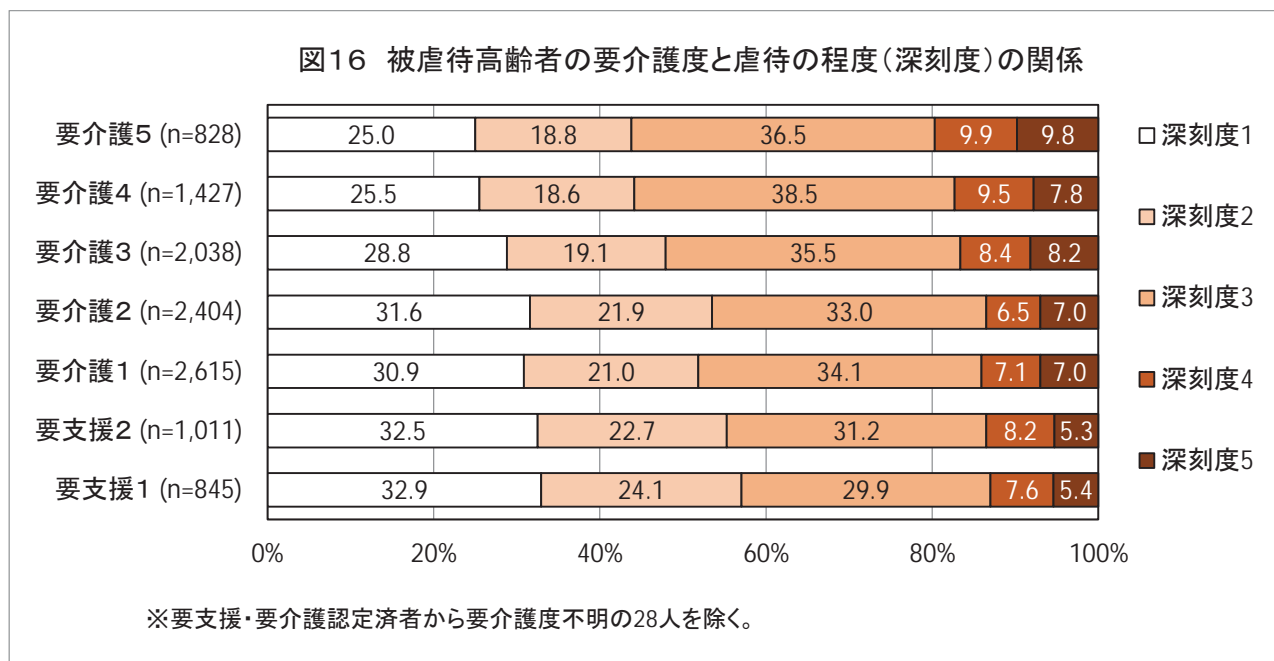
○ 被虐待高齢者の要介護度と虐待種別との関係では、「身体的虐待」と「心理的虐待」では、要介護度が重い方の割合が低く、「介護等放棄」ではその逆になる傾向がみられた。《統計的有意差あり》[図 15](#) 【27P】

図15 被虐待高齢者の要介護度と虐待の種別の関係

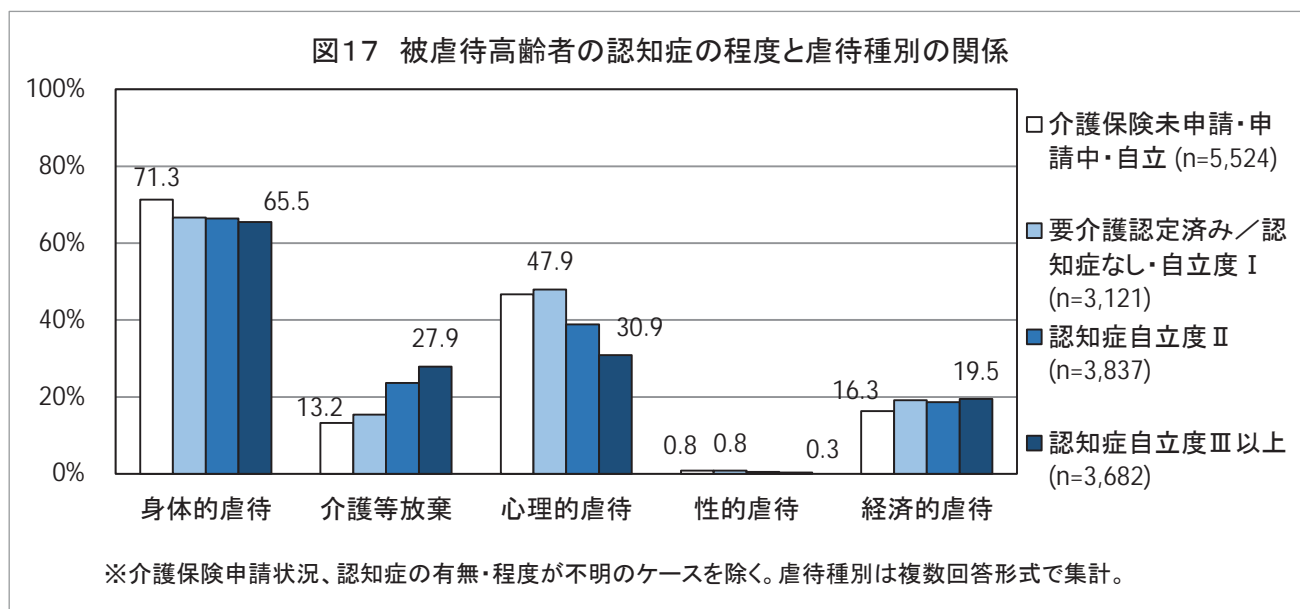


※要支援・要介護認定済者から要介護度不明の28人を除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

- 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度（深刻度）の関係では、要介護度が重い場合に深刻度が高い。《統計的有意差あり》**図 16**【28P】

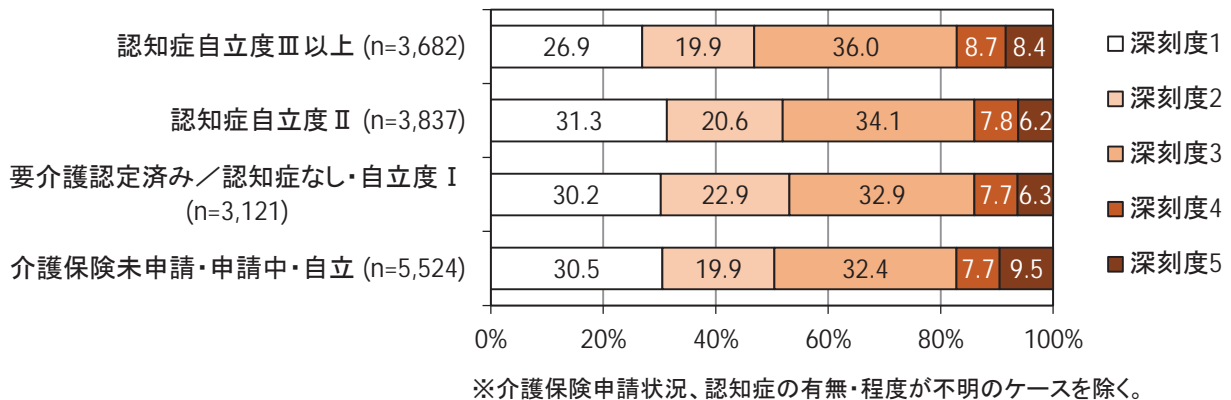


- 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係をみると、被虐待高齢者に認知症がある場合、「介護等放棄」を受ける割合が高い。一方、「心理的虐待」を受ける割合は低い。《統計的有意差あり》**図 17**【28P】



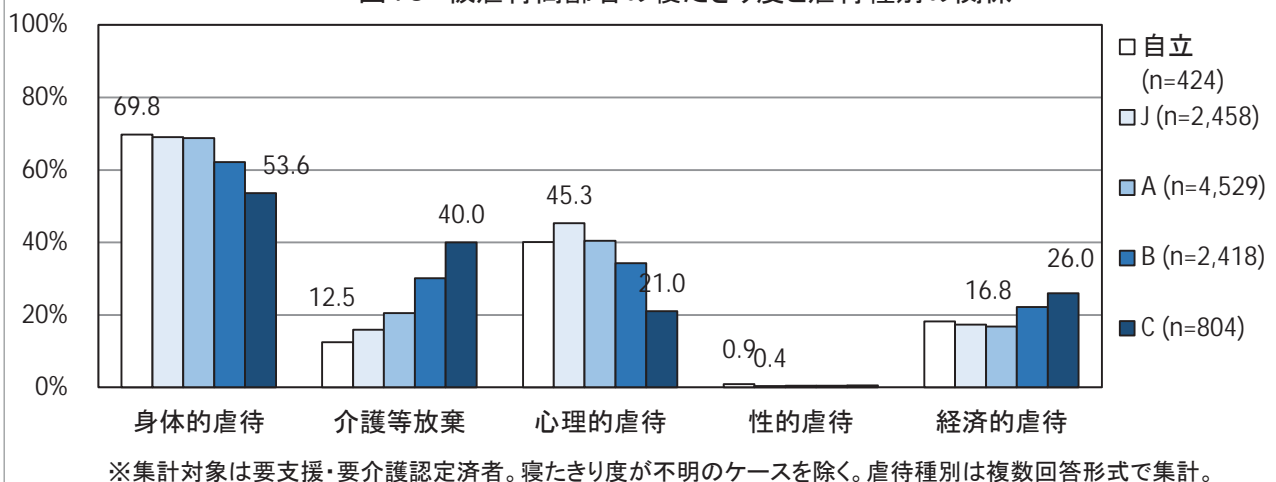
- 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係をみると、「介護保険未申請・申請中・自立」において、「深刻度5」の割合が全体に比べて高い。《統計的有意差あり》**図 18**【28～29P】

図18 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の深刻度の関係



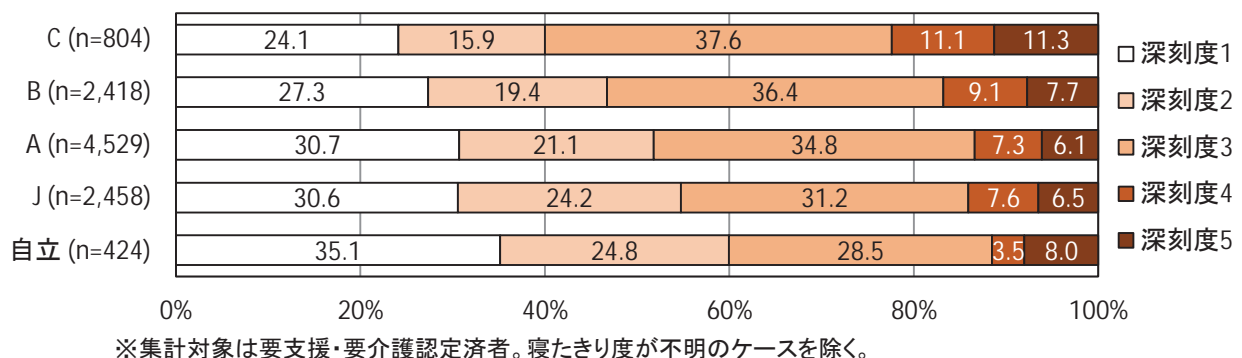
○ 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待種別の関係をみると、被虐待高齢者の寝たきり度が高い場合、「介護等放棄」及び「経済的虐待」を受ける割合が高い。一方で「身体的虐待」及び「心理的虐待」は低い。《統計的有意差あり》**図19**【29P】

図19 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待種別の関係



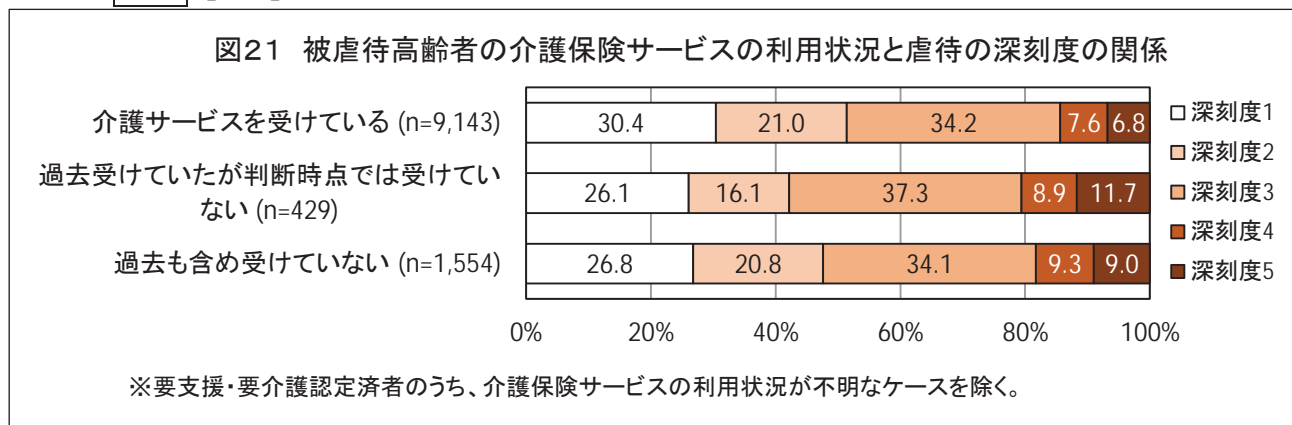
○ 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待の深刻度の関係をみると、被虐待高齢者の寝たきり度が高い場合、虐待の深刻度が重い。《統計的有意差あり》**図20**【29P】

図20 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待の程度(深刻度の)関係



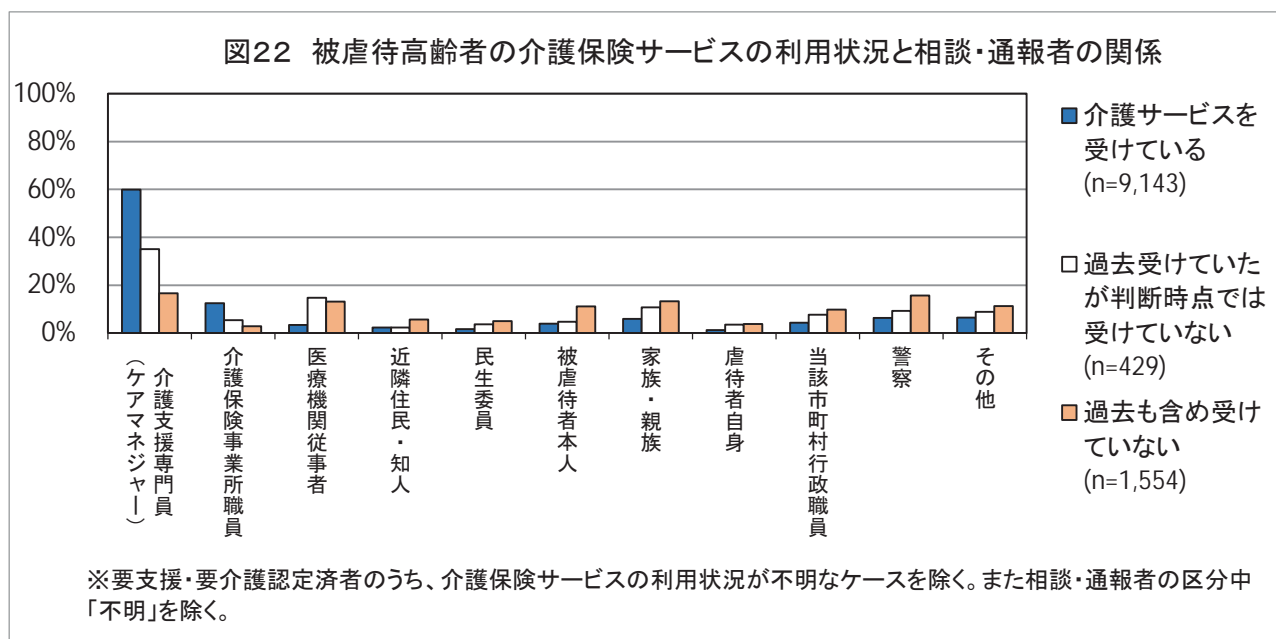
- 介護保険サービスを受けているケースでは、虐待の程度（深刻度）が低い「深刻度1」及び「深刻度2」の割合が全体に比べて高く、「深刻度5」の割合が低かった。判断時点では受けていないケースでは、「深刻度1」及び「深刻度2」の割合が全体に比べて低く、「深刻度5」の割合が高い。過去も含めて受けていないケースでは、「深刻度4」及び「深刻度5」の割合が全体に比べて高い。《統計的有意差あり》

図 21 【30P】



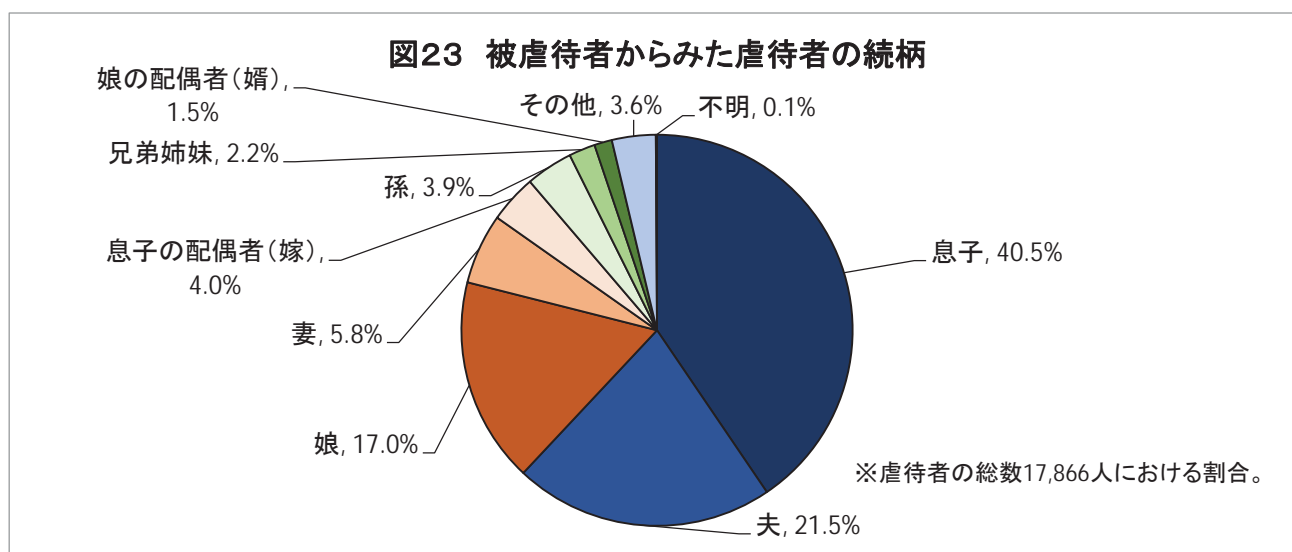
- 介護保険サービスを受けているケースでは、相談・通報者に「介護支援専門員（ケアマネジャー）」「介護保険事業所職員」が含まれている割合が他のケースに比べて高かった。過去受けていたが判断時点では受けていないケースでは、相談・通報者に「医療機関従事者」「家族・親族」が含まれている割合が他のケースに比べて高かった。過去も含めて受けていないケースでは、相談・通報者に「医療機関従事者」「近隣住民・知人」「民生委員」「被虐待者本人」「家族・親族」「当該市町村職員」「警察」が含まれている割合が他のケースに比べて高かった。《統計的有意差あり》

図 22 【29～30P】





- 虐待を行った養護者（虐待者）との同居の有無では、「虐待者とのみ同居」が 8,530 人（50.9%）で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の 6,085 人（36.3%）を含めると、14,615 人（87.2%）が同居している事例であった。【20P】
- 家族形態は、「未婚の子と同居」が 5,670 人（33.8%）で最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」3,639 人（21.7%）、「子夫婦と同居」2,411 人（14.4%）の順であった。【20P】
- 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 7,237 人（40.5%）で最も多く、次いで「夫」3,837 人（21.5%）、「娘」3,031 人（17.0%）であった。図 23【20P】



#### (6) 虐待への対応策

- 虐待事例への市町村の対応は、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離」が 6,556 人（29.2%）の事例で行われた。そのうち、「介護保険サービスの利用」が 2,278 人（34.7%）で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 1,031 人（15.7%）、「すまい・施設等の利用（入院、一時保護等を除く。）」が 956 人（14.6%）であった。

一方、分離していない事例では、「養護者に対する助言・指導」が 5,858 件（52.8%）で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」2,889 件（26.0%）であった。

【21～22P】

- 権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済み」が 799 人、「利用手続き中」が 499 人であり、これらを合わせた 1,298 人のうち市町村長申立は 791 人（60.9%）であった。【22P】

#### (7) 虐待等による死亡事例

介護をしている親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例（平成28年度中に発生、市町村把握）は、「介護等放棄（ネグレクト）による致死」10件10人、「養護者による殺人」9件9人、「心中」2件3人「虐待（ネグレクトを除く）による致死」2件2人、「その他」1件1人で、合わせて24件25人であった。表2【22P】

表2 高齢者虐待の年度別虐待による死亡例の推移

年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
虐待等による死亡例	件数	31	27	24	31	21	21	26	21	25	20	24
	人数	32	27	24	32	21	21	27	21	25	20	25

#### 4. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

##### (1) 市町村における体制整備等の実施率及び取組状況

平成28年度で「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が1,438市町村（82.6%）で実施となっている。一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が854市町村（49.1%）、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が842市町村（48.4%）、と半数程度に止まっている。【23P】

実施済みの取組内容を把握したところ、各市町村の実情に応じて、各地域に存在する社会資源を効果的に活用しながら取り組んでいる。【24P】

##### (2) 取組状況と相談・通報件数及び虐待判断件数の関連

市町村における14項目の取組状況と養護者虐待に関する相談・通報件数及び虐待確認件数の各々の関連をみると、取組の項目が多く行われている市町村では高齢者人口比当たりの件数がいずれも多く、取組の項目が少ない市町村ではいずれも少ない傾向であった。《統計的有意差あり》【32～34P】

【添付資料】 調査結果全文

平成 28 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等  
に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）

## 目 次

調査の概要	1
調査結果	
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	3
(4) 虐待の発生要因	4
(5) 過去の指導等	4
(6) 都道府県への報告	4
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	5
(2) 都道府県が直接把握した事例	5
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 虐待の事実が認められた事例の件数	6
(2) 施設・事業所の種別	6
(3) 虐待の内容	7
(4) 被虐待高齢者の状況	8
(5) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	10
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	11
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	13
(2) 相談・通報者	13
(3) 事実確認の状況	14
(4) 事実確認調査の結果	14
(5) 虐待の発生要因	15
(6) 虐待の内容	16
(7) 被虐待高齢者の状況	17
(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況	20
(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	21
(10) 虐待等による死亡事例	22
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	23
4. クロス集計等分析結果表等	25-34

## 調査の概要

### 【調査目的】

平成 28 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

### 【調査方法】

全国 1,741 市町村(特別区を含む。)及び 47 都道府県を対象に、平成 28 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成 27 年度に相談・通報があり、平成 28 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
  - (3) 虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
2. 養護者による高齢者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
  - (3) 虐待の種別・類型
  - (4) 被虐待高齢者の状況
  - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

### 【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

### 【留意事項】

割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が 100%に合わない場合がある。

## 調査結果

### 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

#### 1-1 市町村における対応状況等

##### (1) 相談・通報対応件数(表 1、表 2)

平成 28 年度、全国の 1,741 市町村(特別区を含む。)で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、1,723 件であった。平成 27 年度は 1,640 件であり、83 件(5.1%)増加した。

表 1 相談・通報件数

	28 年度	27 年度	増減
件数	1,723	1,640	83(5.1%)

表 2 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待に関する市町村への通報件数(平成 28 年度内)

北海道	68	東京都	151	滋賀県	23	香川県	10
青森県	19	神奈川県	117	京都府	34	愛媛県	12
岩手県	8	新潟県	27	大阪府	237	高知県	9
宮城県	26	富山県	6	兵庫県	116	福岡県	74
秋田県	10	石川県	26	奈良県	12	佐賀県	18
山形県	10	福井県	10	和歌山県	27	長崎県	17
福島県	14	山梨県	10	鳥取県	15	熊本県	24
茨城県	15	長野県	32	島根県	10	大分県	31
栃木県	19	岐阜県	8	岡山県	15	宮崎県	22
群馬県	18	静岡県	34	広島県	45	鹿児島県	26
埼玉県	90	愛知県	68	山口県	13	沖縄県	21
千葉県	87	三重県	31	徳島県	8	合計	1,723

##### (2) 相談・通報者(表 3)

相談・通報者の内訳は、相談通報者の合計 1,984 人に対して、「当該施設職員」が 23.4%と最も多く、次いで「家族・親族」が 17.6%、「当該施設管理者等」が 12.3%、「当該施設元職員」が 8.3%であった。なお、「本人による届出」は 1.8%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 1,723 件と一致しない。

表 3 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	当該施設管理者等	(医師を含む) 医療機関従事者	介護支援専門員	介護相談員
人数	36	350	464	164	244	63	80	29
割合(%)	1.8	17.6	23.4	8.3	12.3	3.2	4.0	1.5

(続き)

	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保健団体連合会	都道府県	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	64	9	8	50	34	256	133	1,984
割合(%)	3.2	0.5	0.4	2.5	1.7	12.9	6.7	100.0

(3) 事実確認の状況(表4～表6)

平成28年度において「事実確認調査を行った事例」は1,591件、「事実確認調査を行わなかった事例」は203件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が450件、虐待の「事実が認められなかった事例」が648件、虐待の「判断に至らなかった事例」が493件であった。

一方、事実確認調査を行わなかった事例の203件について、その理由は、相談・通報を受理した段階で、明らかに「虐待ではなく、調査不要と判断した事例」が51件、後日、「調査を予定している又は検討中の事例」が52件、「都道府県へ調査を依頼」が1件、「その他」が99件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった1,591件では6日であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は、回答のあった450件では18日であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	割合(%)		
		(うち平成28年度内に通報・相談)	(うち平成27年度以前に通報・相談)	
事実確認調査を行った事例	1,591	(1,521)	(70)	(88.7)
虐待の事実が認められた事例	450	(426)	(24)	[25.1]
虐待の事実が認められなかった事例	648	(622)	(26)	[36.1]
判断に至らなかった事例	493	(473)	(20)	[27.5]
事実確認調査を行わなかった事例	203	(202)	(1)	(11.3)
虐待ではなく調査不要と判断した事例	51	(51)	(0)	[2.8]
調査を予定している又は検討中の事例	52	(51)	(1)	[2.9]
都道府県へ調査を依頼した事例	1	(1)	(0)	[0.1]
その他	99	(99)	(0)	[5.5]
合計	1,794	(1,723)	(71)	100.0

表5 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	345	159	75	270	248	162	86	246	1,591

中央値 6日

表6 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	62	23	11	50	50	45	29	180	450

中央値 18日

(4) 虐待の発生要因(表 7)

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理感や理念の欠如」であった。

表 7 虐待の発生要因(複数回答)

内容	件数	割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	289	66.9
職員のストレスや感情コントロールの問題	104	24.1
倫理感や理念の欠如	54	12.5
虐待を行った職員の性格や資質の問題	52	12.0
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	38	8.8
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	25	5.8
その他	9	2.1

(注)回答のあった 432 件の事例を集計。

(5) 過去の指導等(表 8)

虐待があった施設・事業所のうち、およそ1割が過去に何らかの指導等を受けていた。過去にも虐待事例が発生していたケースが 20 件あった。

表 8 当該施設等への過去の指導等の有無

		件数	割合(%)
なし・不明		335	74.1
あり		117	25.9
(複数回答)	虐待歴あり	(20)	(17.1)
	過去に虐待に関する通報等対応あり	(9)	(7.7)
	苦情対応あり	(26)	(22.2)
	事故報告あり	(4)	(3.4)
	指導あり	(60)	(51.3)
	身体拘束に関する減算・指導あり	(3)	(2.6)
	監査・立入検査等の実施あり	(4)	(3.4)
	その他	(3)	(2.6)
合計		452	100.0

(6) 都道府県への報告(表 9)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「法」という。)第 22 条及び同法施行規則第 1 条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例 1,591 件のうち、462 件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 450 件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が 12 件であった。

表 9 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	462 件
虐待の事実が認められた	450 件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある (表 10)	12 件

## 1-2 都道府県における対応状況等

### (1) 市町村から都道府県へ報告があった事例(表 10)

市町村から「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例 12 件について事実確認調査をした結果、「虐待ではないと判断した事例」が 3 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 7 件であった。

表 10 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事例	12 件
虐待の事実が認められた事例	1 件
虐待ではないと判断した事例	3 件
虐待の判断に至らなかった事例	7 件
後日調査予定、又は調査の要否を検討中の事例	1 件

### (2) 都道府県が直接把握した事例(表 11)

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 14 件あり、都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 1 件、「虐待ではないと判断した事例」が 7 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 4 件であった。

表 11 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	14 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	1 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	7 件
事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	4 件
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例	2 件
事実確認を行わなかった事例	0 件



### 1-3 虐待の事実が認められた事例について

#### (1) 虐待の事実が認められた事例の件数(表 12、表 13)

虐待の事実が認められた事例は、市町村から都道府県へ報告があった事例が 450 件、都道府県と共同して事実確認を行った事例が 1 件、都道府県が直接把握した事例が 1 件であり、これらを合わせた総数は 452 件であった。これを都道府県別にみると表 13 のとおりである。

表 12 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村から都道府県へ報告があった事例	都道府県と共同して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
28 年度	450	1	1	452
27 年度	402	0	6	408
増減	48(11.9%)	1(皆増)	-5(-83.3%)	44(10.8%)

表 13 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数(平成 28 年度内)

北海道	15	東京都	43	滋賀県	11	香川県	4
青森県	3	神奈川県	41	京都府	9	愛媛県	1
岩手県	0	新潟県	4	大阪府	45	高知県	4
宮城県	1	富山県	2	兵庫県	29	福岡県	26
秋田県	2	石川県	7	奈良県	4	佐賀県	8
山形県	1	福井県	2	和歌山県	3	長崎県	7
福島県	4	山梨県	2	鳥取県	0	熊本県	10
茨城県	3	長野県	10	島根県	0	大分県	6
栃木県	3	岐阜県	0	岡山県	5	宮崎県	8
群馬県	5	静岡県	9	広島県	17	鹿児島県	1
埼玉県	33	愛知県	29	山口県	3	沖縄県	9
千葉県	16	三重県	4	徳島県	3	合計	452

以下、虐待の事実が認められた 452 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

#### (2) 施設・事業所の種別(表 14)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が 27.4%と最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 26.5%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 14.6%、「介護老人保健施設」が 11.5%の順であった。

表 14 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	(内訳)		小規模多機能型居宅介護等
						住宅型	介護付き	
件数	124	52	0	66	120	(60)	(60)	11
割合(%)	27.4	11.5	0.0	14.6	26.5	(13.3)	(13.3)	2.4

(続き)

	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	2	1	7	23	33	3	10	452
割合(%)	0.4	0.2	1.5	5.1	7.3	0.7	2.2	100.0

### (3) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった 24 件を除く 428 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、428 件の事例に対し被虐待高齢者の総数は 870 人であった。

#### ア. 虐待の種別(表 15)

虐待の種別(複数回答(※1))は、「身体的虐待」が 65.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 27.5%、「介護等放棄」が 27.0%、「経済的虐待」が 9.1%であった。

※1 1人の被虐待高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 870 人と一致しない。

表 15 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	570	235	239	24	79
割合(%)	65.5	27.0	27.5	2.8	9.1

(注)割合は、被虐待高齢者が特定できなかった 24 件を除く 428 件における被虐待者の総数 870 人に対するもの。以降の表も同様。

(参考)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	391	62	213	20	29
割合(%)	65.9	10.5	35.9	3.4	4.9

(注)施設において被虐待者が 10 人以上である 12 事例の被虐待者 277 人を除いた 593 人に対するもの。

#### 【参考】虐待の具体的内容(主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束 その他・詳細不明(身体的虐待)
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置 その他・詳細不明(介護的放棄)

心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 羞恥心の喚起 その他・詳細不明(心理的虐待)
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること その他・詳細不明(性的虐待)
経済的虐待	金銭を借りる、脅し取る 着服・窃盗・横領 不正使用 その他・詳細不明(経済的虐待)

イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無(表 16)

「身体拘束あり」が 38.3%、「身体拘束なし」が 61.7%であった。

表 16 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束 あり	身体拘束 なし	合計
333 人 (38.3%)	537 人 (61.7%)	870 人 (100.0%)

ウ. 虐待の程度(深刻度)(表 17)

5段階評価で最も軽い「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 56.2%である一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 1.1%であった。

表 17 虐待の程度(深刻度)

虐待の程度(深刻度)	人数
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	489 (56.2%)
2	130 (14.9%)
3-生命・身体・生活に著しい影響	224 (25.7%)
4	17 (2.0%)
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	10 (1.1%)
合計	870 (100.0%)

(4)被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)について、被虐待高齢者が特定できなかった24件を除く428件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、428件の事例に対し被虐待高齢者の総数は870人であった。

ア. 性別(表 18)

「男性」が 29.4%、「女性」が 70.6%と、全体の約 7 割が「女性」であった。

表 18 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明等	合計
256 人 (29.4%)	614 人 (70.6%)	0 人 (0.0%)	870 人 (100.0%)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった57件を除く396件の事例を集計。

イ. 年齢(表 19)

「85～89 歳」が 23.9%と最も多く、次いで「80～84 歳」が 20.1%、「90～94 歳」が 18.6%、「75～79 歳」が 9.2%であった。

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65 歳未 満障害 者	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85～ 89	90～ 94	95～ 99	100 歳以 上	不明	合計
人数	22	27	44	80	175	208	162	77	18	57	870
割合 (%)	2.5	3.1	5.1	9.2	20.1	23.9	18.6	8.8	2.1	6.6	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 24 件を除く 428 件の事例を集計。「65 歳未満障害者」は、平成 24 年 10 月から施行された障害者虐待防止法により、高齢者虐待防止法が改正され、被虐待高齢者の対象となったもの。

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度(表 20～表 22)

「要介護 4」が 28.0%と最も多く、次いで「要介護 5」が 24.6%、「要介護 3」が 20.6%であり、合わせて「要介護 3 以上」が 73.2%と 7 割を占めた。また、「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の者は 78.5%、「要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A 以上は 64.9%であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護状態区分

要介護度	人数	割合(%)
自立	0	0.0
要支援 1	7	0.8
“ 2	4	0.5
要介護 1	48	5.5
“ 2	102	11.7
“ 3	179	20.6
“ 4	244	28.0
“ 5	214	24.6
不明	72	8.3
合計	870	100.0
(再掲)要介護 3 以上	(637)	(73.2)

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 24 件を除く 428 件の事例を集計

表 21 認知症日常生活自立度

認知症日常生活自立度	人数	割合(%)
自立又は認知症なし	17	2.0
認知症日常生活自立度Ⅰ	37	4.3
“ Ⅱ	145	16.7
“ Ⅲ	276	31.7
“ Ⅳ	137	15.7
“ M	21	2.4
認知症はあるが自立度不明	104	12.0
認知症の有無が不明	133	15.3
合計	870	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上(※)	(683)	(78.5)

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 24 件を除く 428 件の事例を集計。「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度Ⅱ以上」のほか、「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。  
(※) 自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、M、認知症はあるが自立度不明の人数の合計

表 22 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数(人)	割合(%)
自立	19	2.2
日常生活自立度(寝たきり度) J	19	2.2
〃 A	183	21.0
〃 B	280	32.2
〃 C	102	11.7
不明	267	30.7
合計	870	100.0
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度)A以上	(565)	(64.9)

(注)被虐待高齢者が特定できなかった 24 件を除く 428 件の事例を集計。割合は、不明 267 人を除いた 603 人に対するもの。

(5) 虐待を行った養介護施設従事者等(虐待者)の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定できなかった 57 件を除く 395 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、395 件の事例に対し虐待者の総数は 517 人であった。

ア. 年齢(表 23)

「30～39 歳」が 21.9%と最も多く、次いで「30 歳未満」が 19.7%、「40～49 歳」が 18.8%であった。

表 23 虐待者の年齢

	30 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不明	合計
人数	102	113	97	78	63	64	517
割合(%)	19.7	21.9	18.8	15.1	12.2	12.4	100.0

(注)虐待者が特定できなかった 57 件を除く 395 件の事例における虐待者の総数 517 人に対するもの。

イ. 職種(表 24)

「介護職」が 81.0%、「管理職」「看護職」「施設長」がそれぞれ 4.4%であった。

表 24 虐待者の職種

	介護職	(内訳)			看護職	管理職	施設長
		介護福祉士	介護福祉士以外	資格不明			
人数	419	(121)	(140)	(158)	23	23	23
割合(%)	81.0	(28.9)	(33.4)	(37.7)	4.4	4.4	4.4

(続き)

	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数	11	16	2	517
割合(%)	2.1	3.1	0.4	100.0

(注)虐待者が特定できなかった 57 件を除く 395 件の事例における虐待者の総数 517 人に対するもの。

「介護職」の内訳(割合)は 419 人に対するもの。

ウ. 性別(表 25)

「男性」が 57.1%、「女性」が 41.4%であった。

表 25 虐待者の性別

男性	女性	不明	合計
295 人 (57.1%)	214 人 (41.4%)	8 人(1.5%)	517 人 (100.0%)

(注)虐待者が特定できなかった 57 件を除く 395 件の事例における虐待者の総数 517 人に対するもの。

(6)虐待の事実が認められた事例への対応状況(表 26～表 28)

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 485 件(27 年度に虐待と認定して 28 年度に対応した 33 件を含む。)について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県による指導等(複数回答)は、「施設等に対する指導」が 374 件、「改善計画提出依頼」が 345 件、「従事者への注意・指導」が 211 件であった。

表 26 市町村による指導等(複数回答)

市町村又は都道府県による指導等 (複数回答)	施設等に対する指導	374 件
	改善計画提出依頼	345 件
	従事者への注意・指導	211 件

※ 一件の虐待事案に対して、市町村及び都道府県が同種の指導等を行った場合は、重複して計上している。

市町村又は都道府県が、介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 142 件、「改善勧告」が 27 件、「改善勧告に従わない場合の公表」が 1 件、「改善命令」が 9 件、「指定の効力停止」が 8 件、「指定の取消」が 1 件であった。

表 27 介護保険法等の規定による権限の行使(複数回答)

介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使(都道府県又は市町村) (複数回答)	報告徴収、質問、立入検査	142 件
	改善勧告	27 件
	改善勧告に従わない場合の公表	1 件
	改善命令	9 件
	指定の効力停止	8 件
	指定の取消	1 件

※ 一件の虐待事案に対し、次の場合には、複数計上している。

- ① 介護保険法及び老人福祉法の規定による権限を行使
- ② 複数の権限等を行行使した場合(報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消)

当該施設等における改善措置(複数回答)としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 311 件、「勧告等への対応」が 26 件であった。

表 28 当該施設等における改善措置(複数回答)

当該施設等における改善措置(複数回答)	施設等から改善計画の提出	311 件
	市町村による改善計画提出依頼、一般指導等を受けての改善	(223 件)
	報告徴収等に対する改善	(88 件)
	勧告等への対応	26 件
	その他	15 件

## 2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

### (1) 相談・通報対応件数(表 29、表 30)

平成 28 年度に全国の 1,741 市町村(特別区を含む。)で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、27,940 件であった。平成 27 年度は、26,688 件であり、1,252 件(4.7%)増加した。

表 29 相談・通報件数

	28 年度	27 年度	増減
件数	27,940	26,688	1,252(4.7%)

表 30 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待に関する市町村への通報件数(平成 28 年度内)

北海道	1,031	東京都	3,243	滋賀県	545	香川県	217
青森県	306	神奈川県	1,326	京都府	931	愛媛県	232
岩手県	286	新潟県	813	大阪府	2,895	高知県	183
宮城県	642	富山県	304	兵庫県	1,522	福岡県	898
秋田県	206	石川県	340	奈良県	204	佐賀県	93
山形県	268	福井県	218	和歌山県	240	長崎県	260
福島県	389	山梨県	203	鳥取県	125	熊本県	333
茨城県	482	長野県	533	島根県	172	大分県	201
栃木県	292	岐阜県	375	岡山県	448	宮崎県	142
群馬県	275	静岡県	641	広島県	673	鹿児島県	249
埼玉県	1,401	愛知県	1,449	山口県	215	沖縄県	228
千葉県	1,456	三重県	371	徳島県	84	合計	27,940

### (2) 相談・通報者(表 31)

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計 30,526 人に対して、「介護支援専門員」が 29.5%と最も多く、次いで「警察」が 21.1%、「家族・親族」が 9.1%、「被虐待高齢者本人」が 7.6%、「介護保険事業所職員」が 6.6%、「当該市町村行政職員」が 6.4%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、合計人数は相談・通報件数 27,940 件と一致しない。

表 31 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者本人	当該市町村行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	8,995	2,015	1,486	1,116	879	2,317	2,768	435	1,957	6,438	2,062	58	30,526
割合(%)	29.5	6.6	4.9	3.7	2.9	7.6	9.1	1.4	6.4	21.1	6.8	0.2	100.0



(3) 事実確認の状況(表 32～表 34)

「事実確認調査を行った事例」が 96.3%、「事実確認調査を行わなかった事例」が 3.7%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査により調査を行った事例」は 0.6%であり、「訪問調査を行った事例」が 66.0%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 29.6%であった。事実確認調査を行わなかった事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 2.9%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が 0.8%である。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった 9,823 件では 0 日(即日)であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は、回答のあった 4,977 件では 1 日(翌日)であった。

表 32 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち平成 28 年度内に通報・相談)	(うち平成 27 年度以前に通報・相談)	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	28,004	(26,860)	(1,144)	96.3
立入調査以外の方法により調査を行った事例	27,823	(26,686)	(1,137)	(95.6)
訪問調査を行った事例	19,208	(18,394)	(814)	[66.0]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	8,615	(8,292)	(323)	[29.6]
立入調査により調査を行った事例	181	(174)	(7)	(0.6)
警察が同行した事例	130	(126)	(4)	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	(0)	(0)	[0.0]
市町村が単独で実施した事例	51	(48)	(3)	[0.2]
事実確認調査を行わなかった事例	1,086	(1,080)	(6)	3.7
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	853	(848)	(5)	(2.9)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	233	(232)	(1)	(0.8)
合計	29,090	(27,940)	(1,150)	100.0

表 33 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0 日	1 日	2 日	3～6 日	7～13 日	14～20 日	21～27 日	28 日以上	合計
件数	5,346	1,206	486	1,138	820	313	159	355	9,823

中央値 0 日(即日)

表 34 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

	0 日	1 日	2 日	3～6 日	7～13 日	14～20 日	21～27 日	28 日以上	合計
件数	1,968	541	251	656	606	289	182	484	4,977

中央値 1 日(翌日)

(4) 事実確認調査の結果(表 35、表 36)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと考えられたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)の件数は、16,384 件であった。平成 27 年度は、15,976 件であり、408 件(2.6%)増加した。

表 35 事実確認調査の結果

	件数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	16,384	58.5
虐待ではないと判断した事例	5,759	20.6
虐待の判断に至らなかった事例	5,861	20.9
合計	28,004	100.0

表 36 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数(平成 28 年度内)

北海道	442	東京都	2,431	滋賀県	383	香川県	163
青森県	153	神奈川県	902	京都府	634	愛媛県	103
岩手県	171	新潟県	461	大阪府	1,356	高知県	70
宮城県	352	富山県	202	兵庫県	920	福岡県	495
秋田県	94	石川県	149	奈良県	112	佐賀県	44
山形県	155	福井県	109	和歌山県	146	長崎県	189
福島県	229	山梨県	117	鳥取県	69	熊本県	171
茨城県	261	長野県	306	島根県	100	大分県	129
栃木県	195	岐阜県	228	岡山県	285	宮崎県	91
群馬県	154	静岡県	379	広島県	330	鹿児島県	148
埼玉県	681	愛知県	971	山口県	96	沖縄県	134
千葉県	816	三重県	222	徳島県	36	合計	16,384

(5) 虐待の発生要因(表 37)

最も回答が多い要因は「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」の 27.4%、「虐待者の障害・疾病」の 21.3%、「家庭における経済的困窮(経済的問題)」の 14.8%、「被虐待者の認知症の症状」の 12.7%、「虐待者の性格や人格(に基づく言動)」の 12.0%、「被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の 10.4%、の順であった。

表 37 虐待の発生要因(複数回答)

要 因	件数	割合(%)
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	1,241	27.4
虐待者の障害・疾病	964	21.3
経済的困窮(経済的問題)	670	14.8
被虐待者の認知症の症状	576	12.7
虐待者の性格や人格(に基づく言動)	543	12.0
被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	472	10.4
虐待者の知識や情報の不足	366	8.1
虐待者の精神状態が安定していない	297	6.6
虐待者の飲酒の影響	284	6.3
被虐待者の精神障害(疑い含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	234	5.2
被虐待者本人の性格や人格(に基づく言動)	178	3.9
家庭における養護者の他家族(虐待者以外)との関係の悪さほか家族関係の問題	165	3.6
虐待者の介護力の低下や不足	117	2.6
虐待者の理解力の不足や低下	113	2.5
被虐待者のその他の身体的自立度の低さ	82	1.8

要 因	件数	割合(%)
被虐待者側のその他の要因	53	1.2
家庭に関するその他の要因	47	1.0
虐待者の孤立・補助介護者の不在等	42	0.9
(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	34	0.8
虐待者側のその他の要因	27	0.6
被虐待者への排泄介助の困難さ	22	0.5
虐待者の外部サービス利用への抵抗感	20	0.4
虐待者のギャンブル依存	16	0.4
ケアサービスの不足・ミスマッチ等のマネジメントの問題	12	0.3
家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	8	0.2
被虐待者が外部サービスの利用に抵抗感がある	6	0.1
虐待者に対する「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	0	0.0
その他ケアマネジメントや制度関係の問題	0	0.0

(注) 回答のあった 4,525 の事例を集計。

以下、虐待判断事例件数 16,384 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

なお、1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 16,384 件に対し、被虐待高齢者の総数は 16,770 人であった。

## (6) 虐待の内容

### ア. 虐待の種別(表 38)

「身体的虐待」が 67.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 41.3%、「介護等放棄」が 19.6%、「経済的虐待」が 18.1%、「性的虐待」が 0.6%であった。

※ 1 人の被虐待者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 16,770 人と一致しない。

表 38 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	11,383	3,281	6,922	101	3,041
割合(%)	67.9	19.6	41.3	0.6	18.1

(注) 割合は、被虐待高齢者の総数 16,770 人に対するもの。

### 【参考】 虐待の具体的内容(主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為
	強制的行為・乱暴な扱い
	身体拘束
	威嚇
	その他(身体的虐待)
介護等放棄	希望・必要とする医療サービスの制限
	希望・必要とする介護サービスの制限
	生活援助全般を行わない
	水分・食事摂取の放任

	入浴介助放棄 排泄介助放棄 劣悪な住環境で生活させる 介護者が不在の場合がある その他(介護等放棄)
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫 無視・訴えの否定や拒否 嫌がらせ その他(心理的虐待)
性的虐待	性行為の強要・性的暴力 介護に係る性的羞恥心を喚起する行為の強要 介護行為に関係しない性的嫌がらせ その他(性的虐待)
経済的虐待	年金取り上げ 預貯金の取り上げ 不動産・利子・配当等収入の取り上げ 必要な費用の不払い 日常的な金銭を渡さない・使わせない 預貯金・カード等の不当な使い込み 預貯金・カード等の不当な支払強要 不動産・有価証券などの無断売却 その他(経済的虐待)

イ. 虐待の程度(深刻度)(表 39)

5段階評価で、「3-生命・身体・生活に著しい影響」が 33.7%と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 30.1%であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 8.0%を占めた。

表 39 虐待の程度(深刻度)

虐待の程度(深刻度)	人数	割合(%)
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	5,051	30.1
2	3,426	20.4
3-生命・身体・生活に著しい影響	5,644	33.7
4	1,307	7.8
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	1,342	8.0
合計	16,770	100.0

(7) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢(表 40、表 41)

性別では「女性」が 77.3%、「男性」が 22.7%と、「女性」が全体の 7 割強を占めていた。年齢階級別では「80～84 歳」が 24.3%と最も多かった。

表 40 被虐待高齢者の性別

男性	女性	合計
3,813 人 (22.7%)	12,957 人 (77.3%)	16,770 人 (100.0%)

(参考) 介護を要する者の性別 ※対 10 万人

男性	女性	合計
34,259 人 (34.3%)	65,741 人 (65.7%)	100,000 人 (100.0%)

(資料)平成 25 年国民生活基礎調査(介護票)中の介護を要する者の数

表 41 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	不明	合計
人数	1,796	2,471	3,480	4,080	3,112	1,791	40	16,770
割合(%)	10.7	14.7	20.8	24.3	18.6	10.7	0.2	100.0

イ. 被虐待高齢者の要介護認定の状況(表 42)

被虐待高齢者 16,770 人のうち、11,196 人(66.8%)の者が、介護保険の利用申請を行い、「認定済み」の者であった。

表 42 被虐待高齢者の要介護認定の状況

	人数	割合(%)
要介護認定 未申請	4,696	28.0
要介護認定 申請中	506	3.0
要介護認定 済み	11,196	66.8
要介護認定 非該当(自立)	322	1.9
不明	50	0.3
合計	16,770	100.0

ウ. 要介護認定者の被虐待高齢者の状況(表 43～表 47)

要介護認定者 11,196 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 23.4%と最も多く、次いで「要介護 2」が 21.5%、「要介護 3」が 18.2%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 70.2%(被虐待高齢者全体(16,770 人)の 46.8%)、「要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上」の者は 69.2%であった。

表 43 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	割合(%)
要支援 1	845	7.5
要支援 2	1,011	9.0
要介護 1	2,615	23.4
要介護 2	2,404	21.5
要介護 3	2,038	18.2
要介護 4	1,427	12.7
要介護 5	828	7.4
不明	28	0.3
合計	11,196	100.0
(再掲)要介護 3 以上	(4,293)	(38.3)

表 44 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	割合(%)
自立又は認知症なし	1,128	10.1
認知症日常生活自立度Ⅰ	1,993	17.8
認知症日常生活自立度Ⅱ	3,837	34.3
認知症日常生活自立度Ⅲ	2,701	24.1
認知症日常生活自立度Ⅳ	799	7.1
認知症日常生活自立度Ⅴ	182	1.6
認知症はあるが自立度不明	335	3.0
認知症の有無が不明	221	2.0
合計	11,196	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上(※)	(7,854)	(70.2)

(注)「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度Ⅱ以上」のほか、「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(※)自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、認知症はあるが自立度不明の人数の合計

表 45 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数(人)	割合(%)
自立	424	3.8
日常生活自立度(寝たきり度) J	2,458	22.0
〃 A	4,529	40.5
〃 B	2,418	21.6
〃 C	804	7.2
不明	563	5.0
合計	11,196	100.0
日常生活自立度(寝たきり度)A以上(再掲)	(7,751)	(69.2)

表 46 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数(人)	割合(%)
介護サービスを受けている	9,143	81.7
過去受けていたが判断時点では受けていない	429	3.8
過去も含め受けていない	1,554	13.9
不明	70	0.6
合計	11,196	100.0

表 47 要介護認定者の被虐待高齢者が利用する(していた)介護保険サービスの種別(複数回答)

	介護サービスを受けている		過去受けていたが判断時点では受けていない		合計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
訪問介護	2,597	28.4	103	24.0	2,700	28.2
訪問入浴介護	135	1.5	2	0.5	137	1.4
訪問看護	978	10.7	34	7.9	1,012	10.6
訪問リハビリテーション	203	2.2	3	0.7	206	2.2
居宅療養管理・訪問診療	89	1.0	3	0.7	92	1.0
デイサービス	5,784	63.3	222	51.7	6,006	62.7
デイケア(通所リハ)	732	8.0	26	6.1	758	7.9
福祉用具貸与等	1,521	16.6	56	13.1	1,577	16.5
住宅改修	18	0.2	8	1.9	26	0.3
グループホーム	43	0.5	2	0.5	45	0.5
小規模多機能	260	2.8	5	1.2	265	2.8
ショートステイ	1,474	16.1	45	10.5	1,519	15.9
老人保健施設	89	1.0	9	2.1	98	1.0
特別養護老人ホーム	67	0.7	6	1.4	73	0.8
有料老人ホーム・特定施設	56	0.6	4	0.9	60	0.6
介護療養型医療施設	8	0.1	0	0.0	8	0.1
複合型サービス	3	0.0	0	0.0	3	0.0
定期巡回・随時訪問サービス	22	0.2	1	0.2	23	0.2
その他	47	0.5	0	0.0	47	0.5
詳細不明・特定不能	201	2.2	18	4.2	219	2.3

(注) 割合は、表 46 の介護サービスを受けている(9,143 人)、過去受けていたが判断時点では受けていない(429 人)に対するもの。複数回答のため、回答数の合計は、利用件数に一致しない。

表中の介護保険サービスは、虐待判断時点で被虐待高齢者が利用していたものであり、虐待が発

生じた介護保険サービスではない。

(8) 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

ア. 虐待者との同居・別居の状況(表 48)

「虐待者とのみ同居」が50.9%、「虐待者及び他家族と同居」が36.3%と、87.2%が虐待者との同居であった。

表 48 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者との別居	その他	不明	合計
人数	8,530	6,085	1,963	180	12	16,770
割合(%)	50.9	36.3	11.7	1.1	0.1	100.0

イ. 家族形態(表 49)

「未婚の子と同居」が33.8%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」21.7%、「子夫婦と同居」14.4%の順であった。

表 49 家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	1,228	3,639	5,670	1,946	2,411	1,818	58	16,770
割合(%)	7.3	21.7	33.8	11.6	14.4	10.8	0.3	100.0

(注)「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

ウ. 虐待者の続柄(表 50)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が40.5%と最も多く、次いで「夫」が21.5%、「娘」が17.0%の順であった。

なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数16,384件に対し虐待者人数は17,866人であった。

表 50 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	3,837	1,040	7,237	3,031	710	261	389	697	647	17	17,866
割合(%)	21.5	5.8	40.5	17.0	4.0	1.5	2.2	3.9	3.6	0.1	100.0

エ. 虐待者の年齢(表 51)

表 51 虐待者の年齢

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,482	3,263	4,253	1,469	1,492	1,242	1,338	1,335	643	160	1,189	17,866
割合(%)	8.3	18.3	23.8	8.2	8.4	7.0	7.5	7.5	3.6	0.9	6.7	100.0

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア. 分離の有無(表 52)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が29.2%と、約3割の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は49.4%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は、10.9%であった。

※ 虐待への対応には、平成27年度の虐待判断事例のうち、平成28年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数は平成28年度の虐待判断事例における被虐待者16,770人と一致しない。

表 52 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例 (内訳表 53)	6,556	29.2
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例 (内訳表 54)	11,095	49.4
現在対応について検討・調整中の事例	596	2.7
虐待判断時点で既に分離状態の事例	2,442	10.9
その他	1,760	7.8
合計	22,449	100.0

イ. 分離を行った事例の対応(表 53)

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が34.7%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が15.7%、「(上記以外の)すまい・施設等の利用」が14.6%、「やむを得ない事由等による措置」が13.7%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った901人のうち547人(60.7%)において面会を制限する措置が行われていた。

表 53 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	2,278	34.7
やむを得ない事由等による措置	901	13.7
うち、面会の制限を行った事例	(547)	(8.3)
緊急一時保護	636	9.7
医療機関への一時入院	1,031	15.7
上記以外のすまい・施設等の利用	956	14.6
虐待者を高齢者から分離(転居等)	447	6.8
その他	307	4.7
合計	6,556	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳(表 54)

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が52.8%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が26.0%であった。

(※)「経過観察(見守り)」は、2,893件(26.1%)

表 54 分離していない事例(経過観察(見守り)を除く。)対応の内訳(複数回答)

	件数	割合(%)
養護者に対する助言・指導	5,858	52.8



既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	2,889	26.0
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	837	7.5
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	584	5.3
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	275	2.5
その他	1,624	14.6

(注) 割合は、分離していない事例における被虐待者 11,095 人に対するもの。

#### エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 799 人、「利用手続き中」が 499 人であり、これらを合わせた 1,298 人のうち、市町村長申立の事例は 791 人(60.9%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は 396 人であり、うち成年後見制度利用手続き中は 22 人であった。

#### (10) 虐待等による死亡事例

「養護者(※介護している親族を含む)による事例で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、平成 28 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日の間に、市町村が把握した事例について情報提供を求めた。

#### ア. 事件形態、事件数及び被害者数

「養護者による被養護者の殺人」が 9 件 9 人、「養護者の介護等放棄(ネグレクト)による被養護者の致死」10 件 10 人、「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死」2 件 2 人、「心中」2 件 3 人、「その他」1 件 1 人であり、合わせて 24 件 25 人であった。

#### イ. 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は「男性」9 人(36.0%)、「女性」16 人(64.0%)であった。年齢は、「80～84 歳」が 10 人(40.0%)、「75～79 歳」が 7 人(28.0%)、「70～74 歳」「90 歳以上」がそれぞれ 3 人(12.0%)、「85～89 歳」が 2 人(8.0%)であった。

加害者の性別は「男性」22 人(91.7%)、「女性」2 人(8.3%)であり、続柄は、多い順に「息子」15 人(62.5%)、「夫」5 人(20.8%)、「娘」「妻」「その他」がそれぞれ 1 人(4.2%)であった。

#### ウ. 被害者の介護保険サービスの利用状況(表 55)

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「介護サービスを受けている」12 人(48.0%)、「過去に受けていたが事件時点では受けていない」1 人(4.0%)、「過去も含め受けていない」12 人(48.0%)であった。

表 55 介護保険サービス利用状況

	人数	割合(%)
介護サービスを受けている	12	48.0
過去に受けていたが事件時点では受けていない	1	4.0
過去も含め受けていない	12	48.0
不明	0	0.0
合計	25	100.0

### 3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 28 年度末の状況を調査した。全部で 14 の項目について回答を求め、その結果を表 56 に示す。

項目ごとの実施率をみると、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が 82.6%、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が 83.8%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等」が 83.5%と、8割の市町村で実施されている一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が 48.4%、介護保険サービス事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が 49.1%と半数程度に止まっており、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

表 56 市町村における体制整備等に関する状況

(1,741 市町村、平成 28 年度末現在)

(上:市町村数、下:割合(%))

		実施済み	未実施	26 実施済み
体制・施策強化	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (平成 28 年度中)	1,438 82.6	303 17.4	1,403 80.6
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	1,323 76.0	418 24.0	1,308 75.1
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による、住民への啓発活動	1,132 65.0	609 35.0	1,121 64.4
	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	1,151 66.1	590 33.9	1,126 64.7
	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	1,459 83.8	282 16.2	1,443 82.9
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	1,454 83.5	287 16.5	1,432 82.3
行政機関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	1,396 80.2	345 19.8	1,405 80.7
	法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	1,035 59.4	706 40.6	1,000 57.4
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	1,213 69.7	528 30.3	1,215 69.8
ネットワーク構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	1,285 73.8	456 26.2	1,287 73.9
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	854 49.1	887 50.9	865 49.7
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	842 48.4	899 51.6	855 49.1
法の周知	居宅介護サービス事業者に法について周知	1,136 65.2	605 34.8	1,130 64.9
	介護保険施設に法について周知	1,050 60.3	691 39.7	1,042 59.9

(参考) 実施状況について

体制・ 施策 強化	①対応窓口の周知 市町村や地域包括支援センター発行する広報誌やパンフレット、健康カレンダー、暮らしのガイドブックなどに掲載し、全戸配布、ホームページ、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、民生委員会など、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	②関係者の研修 地域ケア会議、関係機関ネットワーク会議、ケアマネジャー会議、民生委員、認知症サポーター養成、市民後見人養成研修など
	③住民への啓発活動 市町村や地域包括支援センター発行する広報誌やパンフレット、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、ホームページなど、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	④対応マニュアル等の作成 独自のマニュアルやフロー図等を作成。作成後、居宅サービス事業所及び施設等へ周知
	⑤虐待者(養護者)に対する相談、指導、助言 地域包括支援センターや介護支援専門員と連携・協力を得て実施。虐待発生した場合、必ず分離後、ケース会議を開催し、虐待者・被虐待者、家族等を交えて検討
	⑥居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等(例)市や地域包括支援センターの保健師等が訪問。民生委員、自治会長、在宅介護支援センター、見守り協定協力事業者などによる見守り活動を通じて把握。高齢者虐待相談員を配置し、専門相談に対応。
行政機 関連 携	⑦成年後見制度の首長申立のための体制強化 相談機能の強化、関係組織との連携、成年後見制度利用促進事業の活用、市民後見人の育成など
	⑧警察署担当者との協議 虐待対応ネットワークに構成員として参加、担当者会議を定例開催、ケース毎に個別協議など
	⑨居室確保のための関係機関との調整 施設と協定締結、協力要請。担当者会議を開催
ネッ トワ ーク 構 築	⑩「早期発見・見守りネットワーク」の構築 民生委員や地域包括支援センター、ボランティア協力員、企業などと連携協力し、見守りを中心としたネットワークを構築。定期定期に開催(ネットワークの名称、開催頻度は市町村により様々)
	⑪「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築
	⑫「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築、弁護士会・社会福祉士会と契約(高齢者虐待対応チーム)
法 の 周 知	⑬居宅介護サービス事業者への法の周知 事業者を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知
	⑭介護保険施設への法の周知 施設を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知

#### 4. クロス集計等分析結果表等

調査項目間の関連を分析するために、クロス集計した分析表は、以下のとおりである。

##### (1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

表 57 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
なし／自立／I (n=39)	人数	12	5	21	2	9
	割合(%)	30.8	12.8	53.8	5.1	23.1
II (n=130)	人数	67	45	31	6	28
	割合(%)	51.5	34.6	23.8	4.6	21.5
III (n=245)	人数	188	69	71	7	9
	割合(%)	76.7	28.2	29.0	2.9	3.7
IV／M (n=137)	人数	115	44	30	3	3
	割合(%)	83.9	32.1	21.9	2.2	2.2
合計 (N=551)	人数	382	163	153	18	49
	割合(%)	69.3	29.6	27.8	3.3	8.9

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無が不明のケース、及び施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 58 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待の種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要介護 1 以下 (n=47)	人数	12	2	15	1	21
	割合 (%)	25.5	4.3	31.9	2.1	44.7
要介護 2 (n=87)	人数	54	30	25	2	12
	割合 (%)	62.1	34.5	28.7	2.3	13.8
要介護 3 (n=159)	人数	122	43	46	2	9
	割合 (%)	76.7	27.0	28.9	1.3	5.7
要介護 4 (n=225)	人数	158	62	66	13	11
	割合 (%)	70.2	27.6	29.3	5.8	4.9
要介護 5 (n=178)	人数	145	54	39	4	3
	割合 (%)	81.5	30.3	21.9	2.2	1.7
合計 (N=696)	人数	491	191	191	22	56
	割合 (%)	70.5	27.4	27.4	3.2	8.0

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケース、及び施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 59 入所系施設における被虐待高齢者の寝たきり度と虐待の種別の関係

寝たきり度		虐待種別					
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
J 以下 (n=32)	人数	17	0	12	2	5	
	割合 (%)	53.1	0.0	37.5	6.3	15.6	
A (n=159)	人数	94	35	44	3	35	
	割合 (%)	59.1	22.0	27.7	1.9	22.0	
B (n=244)	人数	185	85	67	5	8	
	割合 (%)	75.8	34.8	27.5	2.0	3.3	
C (n=89)	人数	74	40	19	2	1	
	割合 (%)	83.1	44.9	21.3	2.2	1.1	
合計 (N=524)		人数	370	160	142	12	49
		割合 (%)	70.6	30.5	27.1	2.3	9.3

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。寝たきり度が不明のケース、及び施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 60 施設種別ごとの虐待種別の関係

施設種別		虐待種別					
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
介護保険3施設 (n=353)	人数	290	152	95	12	0	
	割合(%)	82.2	43.1	26.9	3.4	0.0	
GH・小規模多機能 (n=110)	人数	80	9	38	5	1	
	割合(%)	72.7	8.2	34.5	4.5	0.9	
その他入所系 (n=288)	人数	145	47	69	7	63	
	割合(%)	50.3	16.3	24.0	2.4	21.9	
居宅系 (n=95)	人数	34	27	35	0	14	
	割合(%)	35.8	28.4	36.8	0.0	14.7	
合計 (N=846)		人数	549	235	237	24	78
		割合(%)	64.9	27.8	28.0	2.8	9.2

(注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。施設等の種別が「その他」のケースを除く。

表 61 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

		男性	女性	不明	合計
本調査での虐待者	人数	295	214	8	517
	割合(%)	57.1	41.4	1.5	100.0
介護従事者	人数	4,636	16,510	515	21,661
	割合(%)	21.4	76.2	2.4	100.0

(注)「介護従事者」は、介護労働安定センター『平成28年度介護労働実態調査』による。

表 62 虐待者の男女別年齢と介護従事者の男女別年齢の比較

○本調査での虐待者

		年齢				
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	合計
男性	人数	71	89	61	50	271
	割合(%)	26.2	32.8	22.5	18.4	100.0
女性	人数	31	24	36	90	181
	割合(%)	17.1	13.3	19.9	49.8	100.0
合計	人数	102	113	97	140	452
	割合(%)	22.6	25.0	21.5	31.0	100.0

(注)年齢、性別は「不明」を除く。

○介護従事者

		年齢				
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	合計
男性	割合(%)	17.9	37.8	26.4	17.9	100.0
女性	割合(%)	8.1	19.0	30.5	42.4	100.0

(資料)介護労働安定センター『平成 28 年度介護労働実態調査』年齢、性別は「不明」を除く。

(2) 養護者による高齢者虐待

表 63 被虐待高齢者の要介護度と虐待の種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要支援1 (n=878)	人数	568	84	433	6	171
	割合(%)	67.2	9.9	51.2	0.7	20.2
要支援2 (n=955)	人数	709	118	492	9	169
	割合(%)	70.1	11.7	48.7	0.9	16.7
要介護1 (n=2,607)	人数	1,775	508	1,072	13	481
	割合(%)	67.9	19.4	41.0	0.5	18.4
要介護2 (n=2,405)	人数	1,621	560	1,004	7	418
	割合(%)	67.4	23.3	41.8	0.3	17.4
要介護3 (n=1,917)	人数	1,354	559	671	7	364
	割合(%)	66.4	27.4	32.9	0.3	17.9
要介護4 (n=1,340)	人数	893	435	446	13	319
	割合(%)	62.6	30.5	31.3	0.9	22.4
要介護5 (n=824)	人数	473	272	198	4	205
	割合(%)	57.1	32.9	23.9	0.5	24.8
合計 (N=10,926)	人数	7,393	2,536	4,316	59	2,127
	割合(%)	66.2	22.7	38.6	0.5	19.0

(注)要支援・要介護認定者から要介護度不明の 28 人を除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 64 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度(深刻度)の関係

要介護度	虐待の程度(深刻度)					合計	
	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5		
要支援1	人数	278	204	253	64	46	845
	割合(%)	32.9	24.1	29.9	7.6	5.4	100.0
要支援2	人数	329	230	315	83	54	1,011
	割合(%)	32.5	22.7	31.2	8.2	5.3	100.0
要介護1	人数	807	548	893	185	182	2,615
	割合(%)	30.9	21.0	34.1	7.1	7.0	100.0
要介護2	人数	759	527	793	157	168	2,404
	割合(%)	31.6	21.9	33.0	6.5	7.0	100.0
要介護3	人数	587	390	723	171	167	2,038
	割合(%)	28.8	19.1	35.5	8.4	8.2	100.0
要介護4	人数	364	265	550	136	112	1,427
	割合(%)	25.5	18.6	38.5	9.5	7.8	100.0
要介護5	人数	207	156	302	82	81	828
	割合(%)	25.0	18.8	36.5	9.9	9.8	100.0
合計	人数	3,331	2,320	3,829	878	810	11,168
	割合(%)	29.8	20.8	34.3	7.9	7.3	100.0

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の 28 人を除く。

表 65 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度	虐待種別					
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
介護保険未申請・申請中・自立 (n=5,524)	人数	3,937	730	2,581	42	902
	割合(%)	71.3	13.2	46.7	0.8	16.3
要介護認定済み／認知症なし・自立度 I (n=3,121)	人数	2,082	480	1,494	24	596
	割合(%)	66.7	15.4	47.9	0.8	19.1
認知症自立度 II (n=3,837)	人数	2,548	904	1,491	20	712
	割合(%)	66.4	23.6	38.9	0.5	18.6
認知症自立度 III 以上 (n=3,682)	人数	2,413	1,028	1,136	10	717
	割合(%)	65.5	27.9	30.9	0.3	19.5
合計 (N=16,164)	人数	10,980	3,142	6,702	96	2,927
	割合(%)	67.9	19.4	41.5	0.6	18.1

(注) 介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 66 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度(深刻度)の関係

認知症高齢者の日常生活自立度	虐待の程度(深刻度)					合計	
	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5		
介護保険未申請・申請中・自立	人数	1,684	1,098	1,792	426	524	5,524
	割合(%)	30.5	19.9	32.4	7.7	9.5	100.0
要介護認定済み／認知症なし・自立度 I	人数	942	714	1,028	239	198	3,121
	割合(%)	30.2	22.9	32.9	7.7	6.3	100.0
認知症自立度 II	人数	1,202	791	1,308	298	238	3,837
	割合(%)	31.3	20.6	34.1	7.8	6.2	100.0

認知症自立度Ⅲ以上	人数	992	734	1,324	322	310	3,682
	割合(%)	26.9	19.9	36.0	8.7	8.4	100.0
合計	人数	4,820	3,337	5,452	1,285	1,270	16,164
	割合(%)	31.9	20.6	33.7	7.9	7.9	100.0

(注)要支援・要介護認定者から要介護度不明のケースを除く。

表 67 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待種別の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	虐待種別					
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
自立 (n=424)	人数	296	53	170	4	77
	割合(%)	69.8	12.5	40.1	0.9	18.2
J (n=2,458)	人数	1,698	391	1,113	11	426
	割合(%)	69.1	15.9	45.3	0.4	17.3
A (n=4,529)	人数	3,118	927	1,835	24	761
	割合(%)	68.8	20.5	40.5	0.5	16.8
B (n=2,418)	人数	1,505	728	830	12	537
	割合(%)	62.2	30.1	34.3	0.5	22.2
C (n=804)	人数	431	322	169	5	209
	割合(%)	53.6	40.0	21.0	0.6	26.0
合計 (N=10,633)	人数	7,048	2,421	4,117	56	2,010
	割合(%)	66.3	22.8	38.7	0.5	18.9

(注)介護保険申請状況、寝たきり度が不明のケースを除く。

表 68 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待の程度(深刻度)の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	虐待の程度(深刻度)					合計	
	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5		
自立	人数	148	105	121	15	34	424
	割合(%)	35.1	24.8	28.5	3.5	8.0	100.0
J	人数	752	594	767	186	159	2,502
	割合(%)	30.6	24.2	31.2	7.6	6.5	100.0
A	人数	1,391	956	1,575	331	276	4,529
	割合(%)	30.7	21.1	34.8	7.3	6.1	100.0
B	人数	660	469	881	221	187	2,418
	割合(%)	27.3	19.4	36.4	9.1	7.7	100.0
C	人数	194	128	302	89	91	804
	割合(%)	24.1	15.9	37.6	11.1	11.3	100.0
合計	人数	3,146	2,252	3,646	842	747	10,633
	割合(%)	29.6	21.2	34.3	7.9	7.0	100.0

(注)介護保険申請状況、寝たきり度が不明のケースを除く。

表 69 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

	介護支援 専門員	介護保険事 業所職員	医療機関 従事者	近隣住民 ・知人	民生委員	被虐待者 本人	家族・親族	自身 虐待者	当該市町村 行政職員	警察	その他
A 人数	5,479	1,142	312	217	142	356	550	120	397	581	596
割合(%)	59.9	12.5	3.4	2.4	1.6	3.9	6.0	1.3	4.3	6.4	6.5



B	人数	150	23	63	10	16	20	46	15	33	40	38
	割合(%)	35.0	5.4	14.7	2.3	3.7	4.7	10.7	3.5	7.7	9.3	8.9
C	人数	258	45	204	89	78	172	206	59	153	244	175
	割合(%)	16.6	2.9	13.1	5.7	5.0	11.1	13.3	3.8	9.8	15.7	11.3
合計	人数	5,887	1,210	579	316	236	548	802	194	583	865	809
	割合(%)	52.9	10.9	5.2	2.8	2.1	4.9	7.2	1.7	5.2	7.8	7.3

(注) A 介護サービスを受けている(n=9,143)、B 過去受けていたが判断時点では受けていない(n=429)、C 過去も含め受けていない(n=1,554)、合計 (N=11,126)

表 70 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

	分離保護対応					合計	
	被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	被虐待者と虐待者を分離していない事例	現在対応について検討・調整中の事例	虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	その他		
A	人数	2,818	4,884	269	957	215	9,143
	割合(%)	30.8	53.4	2.9	10.5	2.4	100.0
B	人数	128	161	16	117	7	429
	割合(%)	29.8	37.5	3.7	27.3	1.6	100.0
C	人数	542	731	50	195	36	1,554
	割合(%)	34.9	47.0	3.2	12.5	2.3	100.0
合計	人数	3,488	5,776	335	1,269	258	11,126
	割合(%)	31.3	51.9	3.0	11.4	2.3	100.0

(注) 上の表 69 と同じ

表 71 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と虐待の深刻度の関係

介護保険サービスの利用		虐待の深刻度					合計	
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5		
介護サービスを受けている	人数	2,776	1,922	3,131	695	619	9,143	
	割合(%)	30.4	21.0	34.2	7.6	6.8	100.0%	
過去受けていたが判断時点では受けていない	人数	112	69	160	38	50	429	
	割合(%)	26.1	16.1	37.3	8.9	11.7	100.0%	
過去も含め受けていない	人数	416	324	530	144	140	1,554	
	割合(%)	26.8	20.8	34.1	9.3	9.0	100.0%	
合計		人数	3,304	2,315	3,821	877	809	11,126
		割合(%)	29.7	20.8	34.3	7.9	7.3	100.0

(注) 要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスの利用状況が不明なケースを除く

表 72 虐待者の続柄と同居・別居の関係

虐待者続柄	同居・別居の関係					合計	
	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明		
夫	人数	2,711	950	54	17	3	3,735
	割合(%)	72.6	25.4	1.4	0.5	0.1	100.0
妻	人数	630	283	19	2	0	934
	割合(%)	67.5	30.3	2.0	0.2	0.0	100.0
息子	人数	3,319	2,284	885	64	4	6,556
	割合(%)	50.6	34.8	13.5	1.0	0.1	100.0
娘	人数	1,077	1,099	431	24	2	2,633
	割合(%)	40.9	41.7	16.4	0.9	0.1	100.0

息子の配偶者 (嫁)	人数	22	365	32	1	0	420
	割合(%)	5.2	86.9	7.6	0.2	0.0	100.0
娘の配偶者 (婿)	人数	7	143	10	3	0	163
	割合(%)	4.3	87.7	6.1	1.8	0.0	100.0
兄弟姉妹	人数	141	87	90	2	0	320
	割合(%)	44.1	27.2	28.1	0.6	0.0	100.0
孫	人数	113	288	78	9	1	489
	割合(%)	23.1	58.9	16.0	1.8	0.2	100.0
その他	人数	196	79	213	21	0	509
	割合(%)	38.5	15.5	41.8	4.1	0.0	100.0
不明	人数	3	6	4	0	2	15
	割合(%)	20.0	40.0	26.7	0.0	13.3	100.0
複数虐待者	人数	311	501	147	37	0	996
	割合(%)	31.2	50.3	14.8	3.7	0.0	100.0
合計	人数	8,530	6,085	1,963	180	12	16,770
	割合(%)	50.9	36.3	11.7	1.1	0.1	100.0

(注) 虐待者の続柄は、被虐待高齢者から見たものであり、被虐待高齢者1人に対して虐待者が複数いる場合は、「複数虐待者」とした。

表 73 虐待者の続柄と年齢の関係

虐待者続柄		虐待者の年齢						
		40歳未満	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳
夫	人数	0	3	22	43	336	671	926
	割合(%)	0.0	0.1	0.6	1.1	8.8	17.5	24.1
妻	人数	3	10	49	68	135	226	252
	割合(%)	0.3	1.0	4.7	6.5	13.0	21.7	24.2
息子	人数	558	2,039	2,659	849	539	110	31
	割合(%)	7.7	28.2	36.7	11.7	7.4	1.5	0.4
娘	人数	227	889	1,077	281	212	44	6
	割合(%)	7.5	29.3	35.5	9.3	7.0	1.5	0.2
その他	人数	694	322	446	228	270	191	123
	割合(%)	25.5	11.8	16.4	8.4	9.9	7.0	4.5
合計	人数	1,482	3,263	4,253	1,469	1,492	1,242	1,338
	割合(%)	8.3	18.3	23.8	8.2	8.4	7.0	7.5

虐待者続柄		虐待者の年齢				合計
		80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明	
夫	人数	1,037	553	147	99	3,837
	割合(%)	27.0	14.4	3.8	2.6	100.0
妻	人数	204	56	4	33	1,040
	割合(%)	19.6	5.4	0.4	3.2	100.0
息子	人数	4	1	0	447	7,237
	割合(%)	0.1	0.0	0.0	6.2	100.0
娘	人数	2	0	0	293	3,031
	割合(%)	0.1	0.0	0.0	9.7	100.0
その他	人数	88	33	9	317	2,721
	割合(%)	3.2	1.2	0.3	11.7	100.0

合計	人数	1,335	643	160	1,189	17,866
	割合(%)	7.5	3.6	0.9	6.7	100.0

(注)「その他」は、息子の配偶者(嫁)、娘の配偶者(婿)、兄弟姉妹、孫、その他、不明の合計。

### (3) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等と相談・通報件数及び虐待判断件数との関係

#### ①取組項目分類

14 項目の取組項目について、関連性の高い3グループに分類。

表 74 取組項目の分類

グループ	取組項目
体制・施策強化等	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言 セルフネグレクト状態にある高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(調査対象年度中) 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化 法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修
ネットワーク	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
法の周知	居宅介護サービス事業者に法について周知 介護保険施設に法について周知

#### ②取組状況による市町村の分類

①で分類した類似の取組項目の 3 グループごとに、その取組項目が行われている数の平均以上または平均以下の組合せにより、次の 8 つのグループに分類した。

- G1: 取組項目の 3 グループのすべてが平均以下のグループ
- G2: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化等」、「ネットワーク」が平均以下で、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ
- G3: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化等」、「周知・啓発・教育」が平均以下で、「ネットワーク」が平均以上のグループ
- G4: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化等」が平均以下で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ
- G5: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化等」が平均以上で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ
- G6: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化等」、「周知・啓発・教育」が平均以上で、「ネットワーク」が平均以下のグループ
- G7: 取組項目の 3 グループのうち、「体制・施策強化等」、「ネットワーク」が平均以上で、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ
- G8: 取組項目の 3 グループのすべてが平均以上のグループ

表 75 取組状況による市町村分類

取組状況による市町村分類	市町村数	構成比 (%)	因子ごとの取組数			市町村の概況		
			体制・施策強化等	ネットワーク	周知・啓発・教育	人口 (平均値)	高齢化率 (平均値) (%)	地域包括あたり高齢者人口 (平均値)
G1(すべて平均以下)	365	21.0	▼	▼	▼	22,631.1 人	34.4	4,740.5 人
G2	121	7.0	▼	▼	△	21,701.3 人	34.6	5,426.5 人
G3	114	6.5	▼	△	▼	25,949.5 人	34.2	4,927.0 人
G4	63	3.6	▼	△	△	37,271.1 人	32.9	5,123.2 人
G5	133	7.6	△	▼	▼	60,697.5 人	31.0	8,129.6 人
G6	210	12.1	△	▼	△	110,544.7 人	31.1	7,458.6 人
G7	123	7.1	△	△	▼	60,492.4 人	31.4	7,252.6 人
G8(すべて平均以上)	612	35.2	△	△	△	118,974.9 人	31.3	8,862.4 人

(注) △はグループの取組項目が市町村全体の平均以上、▼はグループの取組項目が市町村全体の平均以下をさす。

### ③取組の 8 グループと相談・通報件数の関係

取組の 8 グループごとに、高齢者人口比当たりの相談・通報件数がなし、件数中央値未満、件数中央値以上の関係を分析。

表 76 8 グループにおける相談・通報件数の状況

取組状況による市町村分類	相談・通報件数の分布			合計	
	通報なし	通報あり・件数中央値未満	通報あり・件数中央値以上		
G1	市町村数 割合(%)	146 40.0	103 28.2	116 31.8	365 100.0
G2	市町村数 割合(%)	51 42.1	28 23.1	42 34.7	121 100.0
G3	市町村数 割合(%)	41 36.0	34 29.8	39 34.2	114 100.0
G4	市町村数 割合(%)	28 44.4	19 30.2	16 25.4	63 100.0
G5	市町村数 割合(%)	9 6.8	48 36.1	76 57.1	133 100.0
G6	市町村数 割合(%)	34 16.2	71 33.8	105 50.0	210 100.0
G7	市町村数 割合(%)	19 15.4	28 22.8	76 61.8	123 100.0
G8	市町村数 割合(%)	60 9.8	151 24.7	401 65.5	612 100.0
合計	市町村数 割合(%)	388 22.3	482 27.7	87.1 50.0	1,741 100.0

### ④取組の 8 グループと虐待判断件数の関係

取組の 8 グループごとに、高齢者人口比当たりの虐待判断件数がなし、件数中央値未満、件数中央値以上の関係を分析

表 77 8グループにおける虐待判断件数の状況

取組状況による 市町村分類		虐待判断件数の分布			合計
		虐待なし	虐待あり・件数 中央値未満	虐待あり・件数中 中央値以上	
G1	市町村数	178	68	119	365
	割合(%)	48.8	18.6	32.6	100.0
G2	市町村数	61	22	38	121
	割合(%)	50.4	18.2	31.4	100.0
G3	市町村数	52	18	44	114
	割合(%)	45.6	15.8	38.6	100.0
G4	市町村数	33	13	17	63
	割合(%)	52.4	20.6	27.0	100.0
G5	市町村数	18	33	82	133
	割合(%)	13.5	24.8	61.7	100.0
G6	市町村数	46	49	115	210
	割合(%)	21.9	23.3	54.8	100.0
G7	市町村数	30	20	73	123
	割合(%)	24.4	16.3	59.3	100.0
G8	市町村数	99	130	383	612
	割合(%)	16.2	21.2	62.6	100.0
合計	市町村数	517	353	871	1,741
	割合(%)	29.7	20.3	50.0	100.0